

東関東自動車道

磯山高架橋耐震補強工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 3 月

東日本高速道路株式会社 関東支社

千葉管理事務所

目	次	頁
1. 工事概要		1
2. 適用する共通仕様書		1
3. 監督員、主任補助監督員の権限		1
4. 配置技術者に関する事項		2
5. 工事用地等に関する事項		2
6. 関連施設その他との関係		4
7. 作業日及び作業期間に関する事項		1 2
8. 関連工事に関する事項		1 5
9. 初期点検の実施		1 6
10. 工事費構成内訳書に関する事項		1 7
11. 工程表及び履行報告に関する事項		1 7
12. 工事用材料に関する事項		1 7
13. 貸与品に関する事項		1 8
14. 残存物件の処理に関する事項		1 8
15. 保安に関する事項		2 1
16. 環境保全に関する事項		2 7
17. 再生資源及び建設副産物に関する事項		2 7
18. 特許に関する事項		2 8
19. 現場環境改善に関する事項		2 8
20. 業務用プレート等に関する事項		2 9
21. 三者協議会に関する事項		2 9
22. 工事変更等検討会の設置		3 0
23. 完全週休2日工事		3 0
24. カーボンニュートラル推進工事		3 2
25. 工事細部に関する事項		3 3
26. 割掛対象表の項目に示す工事の内容		7 3
27. 補足事項		7 4

添付資料

様式－１	工程表
様式－２	工事履行報告書
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	取得報告書
別添－３	危険物等チェックシート
別添－４	塗膜除去工に関する施工計画書・現場チェックリスト
別添－５	実績価格調査票の提出について
別添－６	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施するとした取り組み）
別添－７	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）

1. 工事概要

1-1 工事箇所

東関東自動車道

(自) 千葉県市川市原木 [湾岸市川IC (KP1.0)]
緯度 35° 41' 30" 経度 139° 57' 20"

(至) 茨城県潮来市延方 [潮来IC (KP74.5)]
緯度 35° 56' 10" 経度 140° 35' 20"

京葉道路

(自) 千葉県船橋市海神町南 [船橋IC (KP7.9)]
緯度 35° 42' 00" 経度 139° 58' 00"

(至) 千葉県千葉市稲毛区園生町 [穴川IC (KP23.8)]
緯度 35° 38' 30" 経度 140° 6' 50"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」
を利用すること。 <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

1-2 施工内容

橋脚補強	93基
落橋防止構造	39箇所
縁端拡幅	18箇所
水平力分担構造	18箇所

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和7年7月版とする。

また、契約書第1条に規定する仕様書に「施設工事共通仕様書」を追加し、令和7年7月版を適用するものとする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

- (16) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。）第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

- (1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める資格及び経験は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ）対象範囲

道路名	区間	市町村
東関東自動車道	高谷 J C T ～ 潮来 I C	市川市、船橋市、習志野市、千葉市、四街道市、佐倉市、酒々井町、富里市、成田市、香取市、潮来市
京葉道路	一之江 I C ～ 穴川 I C	江戸川区、市川市、船橋市、習志野市、千葉市
首都圏中央連絡自動車道	神崎 I C ～ 大栄 J C T	神崎町、成田市

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は耐震補強橋梁一般図、位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	二俣高架橋仮置き場（P 1 0 橋脚～P 1 1 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	栄町高架橋仮置き場（P 4 4 橋脚～P 4 5 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	栄町高架橋仮置き場（P 6 6 橋脚～P 6 7 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 2 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	海老川南橋仮置き場（P 7 5 橋脚～P 7 6 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 6 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	若松高架橋仮置き場（P 9 8 橋脚～P 9 9 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 5 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	谷津南高架橋仮置き場（P 1 2 0 橋脚～P 1 2 1 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 2 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	花見川橋仮置き場（湾岸千葉 I C 外プラザ駐車場）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 4 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	宮野木第二高架橋仮置き場（P 4 橋脚～P 5 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	臼作高架橋仮置き場（P 1 橋脚～P 2 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	本矢作高架橋仮置き場（P 1 橋脚～P 2 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 7 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	上谷津高架橋仮置き場（P 3 橋脚～A 2 橋台）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 4 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	下小野第一高架橋仮置き場（P 2 橋脚～P 3 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 9 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	下小野第二高架橋仮置き場（P 4 橋脚～P 5 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	多田高架橋仮置き場（P 3 橋脚～P 4 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	利根川橋仮置き場（大倉新田高架橋 P 2 橋脚～P 3 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	香北高架橋仮置き場（P 2 橋脚～P 3 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	磯山高架橋仮置き場（P 1 0 7 橋脚～P 1 0 8 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	幕張高架橋仮置き場（P 5 橋脚～P 6 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 2 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	園生高架橋仮置き場（P 4 橋脚～P 5 橋脚）
使 用 用 途	本工事の発生材の仮置き場として使用するもの
敷 地	約 7 0 m ²
期 間	工事期間中

仮置き場の補修等が必要になる場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議して定めるものとする。

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1－10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（1）道路・鉄道関係

位 置	道路等名	道路等管理者名	摘 要
東関東自動車道 湾岸市川 I C～潮来 I C	東関東自動車道	東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所	

位 置	道路等名	道路等管理者名	摘要
京葉道路 船橋 I C ～ 穴川 I C	京葉道路	東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所	
東関東自動車道 二俣高架橋 P 1 0 ～ P 1 6 栄町高架橋 P 4 1 ～ P 4 4 栄町高架橋 P 6 3 ～ P 6 6 海老川南橋 P 7 7 ～ P 8 0 若松高架橋 P 9 5 ～ P 9 8 谷津南高架橋 P 1 1 7 ～ P 1 2 0	国道 3 5 7 号	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	
東関東自動車道 二俣高架橋 P 1 3 ～ P 1 4	市道 0 1 1 4 号線 市道 0 1 1 5 号線	市川市	
東関東自動車道 栄町高架橋 P 4 2 ～ P 4 3	市道 0 0 - 1 6 4 号線 市道 1 0 - 0 1 9 号線	船橋市	
東関東自動車道 栄町高架橋 P 6 4 ～ P 6 5	県道船橋埠頭線	千葉県 葛南土木事務所	
東関東自動車道 海老川南橋 P 7 6 ～ P 7 7	認定外道路	船橋市	
東関東自動車道 海老川南橋 P 7 9 ～ P 8 0	市道 1 6 - 0 2 6 号線	船橋市	
東関東自動車道 若松高架橋 P 9 6 ～ P 9 7	市道 0 0 - 0 3 1 号線 市道 0 0 - 0 7 6 号線	船橋市	
東関東自動車道 谷津南高架橋 P 1 1 8 ～ P 1 1 9	県道船橋我孫子線 県道千葉船橋海浜線	千葉県 葛南土木事務所	
東関東自動車道 花見川橋 A 1 ～ P 1	市道打瀬若葉線	千葉市中央・美浜 土木事務所	
東関東自動車道 花見川橋 A 2	花見川サイクリング コース	千葉市中央・美浜 公園緑地事務所	
東関東自動車道 宮野木第二高架橋 P 2 ～ P 3	市道宮野木町 6 8 号線	千葉市花見川・稲毛 土木事務所	
東関東自動車道 宮野木第二高架橋 P 5 ～ P 6	市道宮野木町 2 0 号線 認定外道路 市道宮野木町 1 号線	千葉市花見川・稲毛 土木事務所	
東関東自動車道 臼作高架橋 A 1 ～ P 1	市道一坪田臼作線	成田市	
東関東自動車道 臼作高架橋 P 1 ～ A 2	市道伊能 7 号線	成田市	
東関東自動車道 臼作高架橋 P 6 ～ A 2	認定外道路 市道伊能毛地線	成田市	

位 置	道路等名	道路等管理者名	摘要
東関東自動車道 本矢作高架橋 A 1 ～ P 1	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 本矢作高架橋 P 1 ～ A 2	市道 2 5 8 8 号線	香取市	
東関東自動車道 本矢作高架橋 P 2 ～ P 3	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 上谷津高架橋 A 1 ～ P 1	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 上谷津高架橋 P 1 ～ P 3	市道 2 5 6 0 号線	香取市	
東関東自動車道 上谷津高架橋 P 3 ～ A 2	認定外道路	東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所	
東関東自動車道 下小野第一高架橋 P 1 ～ P 4	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 下小野第一高架橋 P 1 ～ P 6	市道 2 5 7 0 号線	香取市	
東関東自動車道 下小野第一高架橋 P 6 ～ A 2	市道Ⅱ－ 7 号線	香取市	
東関東自動車道 下小野第二高架橋 A 1 ～ P 4	市道 2 0 7 4 号線	香取市	
東関東自動車道 下小野第二高架橋 A 1 ～ A 2	市道 2 0 7 1 号線	香取市	
東関東自動車道 下小野第二高架橋 P 3 ～ P 4	市道 2 0 7 0 号線	香取市	
東関東自動車道 下小野第二高架橋 P 1 3 ～ P 1 4	市道 2 0 6 5 号線	香取市	
東関東自動車道 多田高架橋 A 1 ～ P 5	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 多田高架橋 P 1 ～ P 2	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 多田高架橋 P 2 ～ P 3	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 多田高架橋 P 5 ～ A 2	市道Ⅱ－ 5 号線	香取市	
東関東自動車道 利根川橋 P 1	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 利根川橋 P 1	県道銚子小見川佐原自転車道線（大利根自転車道）	千葉県香取 土木事務所	

位 置	道路等名	道路等管理者名	摘 要
東関東自動車道 利根川橋 P 8	認定外道路 市道 I - 2 3 号線	香取市	
東関東自動車道 香北高架橋 P 0	市道 3 6 0 3 号線	香取市	
東関東自動車道 香北高架橋 P 0 ~ P 3 1	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 香北高架橋 P 1 8 ~ P 1 9	市道 3 6 0 6 号線	香取市	
東関東自動車道 香北高架橋 P 3 1 ~ P 3 2	市道 3 6 0 4 号線 市道 I - 2 4 号線	香取市	
東関東自動車道 磯山高架橋 P 8 9 ~ P 1 2 1	認定外道路	香取市	
東関東自動車道 磯山高架橋 P 1 1 0 ~ P 1 1 1	市道 II - 1 9 号線	香取市	
東関東自動車道 磯山高架橋 P 1 2 0 ~ P 1 2 1	市道 (潮) 2 - 3 0 号線	潮来市	
京葉道路 海老川橋 P 2 8 ~ P 2 9	市道 1 2 - 0 4 7 号線	船橋市	
京葉道路 海老川橋 P 3 0 ~ P 3 1	市道 0 0 - 1 6 3 号線	船橋市	
京葉道路 幕張高架橋 P 7	市道幕張本郷 6 2 号線 市道幕張本郷 1 3 9 号線	千葉市花見川・稲毛 土木事務所	
京葉道路 幕張高架橋 P 7	京成千葉線	京成電鉄(株)	
京葉道路 園生高架橋 A 1 ~ P 3	市道園生町 3 7 号線	千葉市花見川・稲毛 土木事務所	
京葉道路 園生高架橋 P 3 ~ P 4	認定外道路	東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所	
京葉道路 園生高架橋 P 4 ~ P 6	市道園生町 3 8 号線	千葉市花見川・稲毛 土木事務所	
京葉道路 園生高架橋 P 6 ~ P 7	認定外道路	東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
東関東自動車道 (K P 4 4. 9 ~ K P 7 2. 3)	千葉県警察本部交通部高速道路交通警察隊	

道路名	交通管理者名	摘 要
東関東自動車道 (K P 7 2. 3 ~ K P 7 4. 5)	茨城県警察本部交通部高速道路交通警察隊	
国道 3 5 7 号	千葉県市川警察署 船橋警察署 習志野警察署	
市道 1 6 - 0 2 6 号線	千葉県船橋警察署	海老川南橋
市道打瀬若葉線 花見川サイクリングコース	千葉県千葉西警察署	花見川橋
市道宮野木町 6 8 号線	千葉県千葉北警察署	宮野木第二高架橋
市道伊能 7 号線 認定外道路 市道伊能毛地線	千葉県成田警察署	臼作高架橋
認定外道路 市道 2 5 8 8 号線	千葉県香取警察署	本矢作高架橋
認定外道路 市道 2 5 6 0 号線	千葉県香取警察署	上谷津高架橋
認定外道路 市道 2 5 7 0 号線 市道Ⅱ - 7 号線	千葉県香取警察署	下小野第一高架橋
市道 2 0 7 1 号線	千葉県香取警察署	下小野第二高架橋
認定外道路 市道Ⅱ - 5 号線	千葉県香取警察署	多田高架橋
県道銚子小見川佐原自転車道線 (大利根自転車道)	千葉県香取警察署	利根川橋
認定外道路 市道 3 6 0 4 号線 市道Ⅰ - 2 4 号線	千葉県香取警察署	香北高架橋
認定外道路 市道Ⅱ - 1 9 号線	千葉県香取警察署	磯山高架橋
市道(潮) 2 - 3 0 号線	茨城県行方警察署	磯山高架橋
市道 0 0 - 1 6 3 号線	千葉県船橋警察署	海老川橋
市道幕張本郷 6 2 号線 市道幕張本郷 1 3 9 号線	千葉県千葉西警察署	幕張高架橋
市道園生町 3 7 号線 認定外道路 市道園生町 3 8 号線	千葉県千葉北警察署	園生高架橋

(3) 河川・水路関係

位 置	河川等名	河川等管理者名	摘 要
東関東自動車道 二俣高架橋 P 1 4 ～ P 1 5	二俣川	千葉県 葛南港湾事務所	普通河川
東関東自動車道 海老川南橋 P 7 7 ～ P 8 0	海老川 船橋港親水公園	千葉県 葛南港湾事務所	二級河川
東関東自動車道 花見川橋 P 1 ～ A 2	印旛放水路 (花見川)	千葉県 千葉土木事務所	一級河川
東関東自動車道 宮野木第二高架橋 P 5 ～ P 6	草野雨水 2 号幹線	千葉市役所	
東関東自動車道 臼作高架橋 P 5 ～ P 6	大須賀川	千葉県	一級河川
東関東自動車道 上谷津高架橋 P 1 ～ P 3	調整池	東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所	
東関東自動車道 本矢作高架橋 P 2 ～ P 3	両総用水	千葉県	
東関東自動車道 下小野第一高架橋 P 3 ～ P 4	金田川	香取市	普通河川
東関東自動車道 下小野第二高架橋 P 1 0 ～ P 1 1	小野川	千葉県	一級河川
東関東自動車道 利根川橋 P 1 ～ P 8	利根川	国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所	一級河川
東関東自動車道 香北高架橋 P 3 1 ～ P 3 2	公官洲水路	千葉県 香取農業事務所	
東関東自動車道 磯山高架橋 P 9 7 ～ P 9 8 磯山高架橋 P 1 2 0 ～ P 1 2 1	認定外水路	千葉県 香取農業事務所	
東関東自動車道 磯山高架橋 P 1 2 1 ～常陸利根川橋 P 6	常陸利根川	国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	一級河川
京葉道路 海老川橋 P 2 8 ～ P 3 1	海老川	千葉県 葛南港湾事務所	二級河川
東関東自動車道 園生高架橋 P 3 ～ P 4	草野雨水 1 号幹線	千葉市役所	

(4) 電力、通信施設関係

位 置	施設等名	施設等管理者名	摘 要
東関東自動車道 二俣高架橋 栄町高架橋 海老川南橋 若松高架橋 谷津南高架橋 花見川橋 宮野木第二高架橋	光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	添架
	メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	添架及び埋設
東関東自動車道 二俣高架橋 栄町高架橋 海老川南橋 若松高架橋 谷津南高架橋	高圧電力ケーブル	東京電力 パワーグリッド(株)	添架
東関東自動車道 二俣高架橋 P10～P11	電力設備（市洞30）	東京電力 パワーグリッド(株)	近接
東関東自動車道 二俣高架橋 P12～P13	電力設備（市洞24）	東京電力 パワーグリッド(株)	近接
東関東自動車道 栄町高架橋 P40～P41	電力設備（船洞27）	東京電力 パワーグリッド(株)	近接
東関東自動車道 栄町高架橋 P62～P63	電力設備（船洞25）	東京電力 パワーグリッド(株)	近接
東関東自動車道 若松高架橋 P95～P96	電力設備（船洞12）	東京電力 パワーグリッド(株)	近接
東関東自動車道 谷津南高架橋 P117～P118	電力設備（船洞21）	東京電力 パワーグリッド(株)	近接
東関東自動車道 栄町高架橋 P41～P44	高圧電力ケーブルラック	東京電力 パワーグリッド(株)	令和9年12月迄に管理者にて移設の予定 （水平力分担構造を設置する際に、高圧ケーブルを支えるラックが支障となるため移設を行うもの）
東関東自動車道 栄町高架橋 P63～P66	高圧電力ケーブルラック	東京電力 パワーグリッド(株)	
東関東自動車道 若松高架橋 P95～P98	高圧電力ケーブルラック	東京電力 パワーグリッド(株)	

位 置	施設等名	施設等管理者名	摘 要
東関東自動車道 二俣高架橋 栄町高架橋 海老川南橋 若松高架橋 谷津南高架橋	通信ケーブル	N T T 東日本(株)	添架及び埋設
東関東自動車道 二俣高架橋 P 1 6 ～ P 1 7	照明ケーブル	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	埋設
東関東自動車道 海老川南橋 P 7 9 ～ P 8 0	通信ケーブル	(株)ジェイコム千葉	架空線
東関東自動車道 海老川南橋 P 7 9 ～ P 8 0	電力ケーブル	東京電力 パワーグリッド(株)	架空線及び埋設
東関東自動車道 臼作高架橋 本矢作高架橋 上谷津高架橋 下小野第一高架橋 下小野第二高架橋 多田高架橋 利根川橋 香北高架橋 磯山高架橋	光通信ケーブル	東日本高速道路(株)	添架及び埋設
	メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	添架及び埋設
東関東自動車道 下小野第二高架橋 A 1 ～ P 3	電力ケーブル	東京電力 パワーグリッド(株)	架空線
東関東自動車道 下小野第二高架橋 P 3	通信ケーブル	N T T 東日本(株) 楽天モバイル(株)	架空線
東関東自動車道 磯山高架橋 P 9 0 ～ P 1 0 7	電力ケーブル	東京電力 パワーグリッド(株)	架空線
東関東自動車道 磯山高架橋 P 1 1 7 ～ P 1 2 1	電力ケーブル	東京電力 パワーグリッド(株)	架空線
京葉道路 海老川橋 幕張高架橋 園生高架橋	光通信ケーブル	東日本高速道路(株)	添架
	メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	添架及び埋設

位 置	施設等名	施設等管理者名	摘 要
京葉道路 園生高架橋 P 1～P 3	電源ケーブル	東日本高速道路㈱	添架
京葉道路 園生高架橋 P 3	照明柱・電源ケーブル	千葉市花見川・ 稲毛土木事務所	架空線

(5) 高架下占用施設関係

位 置	施設等名	施設等管理者名	摘 要
東関東自動車道 栄町高架橋 P 4 7～P 5 4	駐車場	東日本高速道路㈱	
東関東自動車道 栄町高架橋 P 6 5～P 6 6	資材置場	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	※ 1
東関東自動車道 日の出高架橋 P 6 6～P 7 5	駐車場	東日本高速道路㈱	
東関東自動車道 海老川南橋 P 7 7	船橋港構内	千葉県 葛南港湾事務所	※ 2
東関東自動車道 浜町南高架橋 P 8 0～P 8 5	駐車場	三井不動産㈱	
東関東自動車道 浜町南高架橋 P 8 7～P 9 5	駐車場	三井不動産㈱	
京葉道路 湊町高架橋 P 2 7～P 2 8	駐車場	東日本高速道路㈱	
京葉道路 幕張高架橋 P 5～P 7	駐車場	東日本高速道路㈱	
京葉道路 園生高架橋 P 1～P 3	駐車場	東日本高速道路㈱	

※ 1 千葉国道事務所資材置場に現存する資機材については、受注者にて資機材の移動を行うものとする。これに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

※ 2 船橋港構内に現存する資材等は、施設管理者にて一時撤去を行うものとする。

上表（2）の高速道路等の交通規制に必要な協議（道路交通法第 8 0 条に基づく協議）については、原則として発注者が行うものとする。

上表（5）については、管理者と発注者が協議を行うので施工開始 3 ヶ月前までに施工計画書を提出するものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 作業期間

共通仕様書 1-1 3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
毎年12月下旬～1月上旬の14日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
毎年4月下旬～5月上旬の14日間		
毎年8月中旬～8月下旬の14日間		
毎年12月下旬～1月上旬の14日間	全工事区間	国道３５７号の交通規制を伴う工事
毎年3月1日～3月31日		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

7-2 夜間作業

国道３５７号、市道００－１６３号線の規制等に伴う防護柵等の撤去設置作業、足場設置撤去作業及び段差防止構造設置作業については、共通仕様書１－１３「作業日」の規定にかかわらず夜間作業（22：00～翌5：00 7.0h）を行うことができるものとする。

防護柵等の撤去及び足場設置作業が完了した後の足場内の作業は昼間施工で行うものとする。

7-3 河川内工事等における施工時期

一級河川常陸利根川内の施工については、下表の期間中に行うものとする。

構造物名	期 間	摘 要
磯山高架橋 P 1 2 1 橋脚	工事期間中各年度 11月1日～5月15日	非出水期

調整池内の施工については、下表の期間中に行うものとする。

構造物名	期 間	摘 要
上谷津高架橋 P 1 ～ P 3 橋脚	工事期間中各年度 11月1日～5月31日	

7-4 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

(1) 東関東自動車道

上下線別	施工区間	1車線規制可能時間帯
上り線	大栄JCT～潮来IC	終日可能

7-5 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めにかかる費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	時期	1車線規制 可能時間帯	摘 要
国道357号	工事期間中	22:00～ 翌5:00	二俣高架橋 栄町高架橋 若松高架橋 谷津南高架橋
市道16-026号線 市道打瀬若葉線	工事期間中	終日	海老川南橋 花見川橋
市道00-163号線	工事期間中	22:00～ 翌5:00	海老川橋

(2) 路肩規制

道路名	時期	路肩規制 可能時間帯	摘 要
国道357号	工事期間中	22:00～ 翌5:00	栄町高架橋 若松高架橋 谷津南高架橋
市道伊能7号線 認定外道路 市道2570号線、認定外道路 市道2071号線 市道Ⅱ-5号線	工事期間中	終日	臼作高架橋 上谷津高架橋 下小野第一高架橋 下小野第二高架橋 多田高架橋
認定外道路	工事期間中	終日	多田高架橋 香北高架橋 磯山高架橋
市道3604号線 市道Ⅰ-24号線 市道Ⅱ-19号線 市道(潮)2-30号線	工事期間中	終日	香北高架橋 磯山高架橋
市道幕張本郷139号線	工事期間中	8:00～ 17:00	幕張高架橋
市道園生町37号線 認定外道路 市道園生町38号線	工事期間中	終日	園生高架橋

(3) 固定規制

道路名	時期	固定規制 可能時間帯	摘 要
国道357号 市道打瀬若葉線 市道2588号線	工事期間中	終日	谷津南高架橋 花見川橋 本矢作高架橋
認定外道路	工事期間中	終日	上谷津高架橋 下小野第一高架橋 園生高架橋

道路名	時期	固定規制 可能時間帯	摘 要
市道 3 6 0 4 号線 市道Ⅰ－2 4 号線 市道Ⅱ－1 9 号線	工事期間中	終日	香北高架橋 磯山高架橋

(4) 通行止め

道路名	時期	回数	通行止め 可能時間帯	摘 要
国道 3 5 7 号の右折レーン	工事期間中	—	22:00～ 翌5:00	栄町高架橋 若松高架橋（歩道橋を含む）
認定外道路～ 市道伊能毛地線	工事期間中 各年度11月上旬 ～2月下旬	—	終日	臼作高架橋
市道 2 5 8 8 号線	工事期間中	—	終日	本矢作高架橋
認定外道路	工事期間中	—	終日	上谷津高架橋 （一時通行止め）
市道Ⅱ－7 号線	工事期間中	—	終日	下小野第一高架橋 （一時通行止め）
市道宮野木町 6 8 号線	工事期間中	—	終日	宮野木第二高架橋 （一時通行止め）
市道幕張本郷 6 2 号線	工事期間中	—	8:00～ 17:00	幕張高架橋

(5) その他規制

道路名	時期	規制 可能時間帯	摘 要
花見川サイクリングコース 県道銚子小見川佐原自転車道線 （大利根自転車道）	工事期間中	終日	花見川橋 利根川橋

7－6 施工可能時期

一部の施工については、下表の期間中に行うものとする。

構造物名	期間	関連する工種	摘 要
香北高架橋 P 1 香北高架橋 P 3 2	工事開始～ 令和 1 0 年 7 月末	全工種	
海老川南橋 P 7 7、P 8 0	工事開始～ 令和 1 0 年 9 月末	全工種	

8. 関連工事に関する事項

8－1 契約書第 2 条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者名
千葉管理事務所管内 道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	(株)ネクスコ・メン テナンス関東
施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング
保全計画点検業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング
千葉管内（下り線） 舗装補修工事	工事区間の重複	令和5年12月21日～ 令和8年6月7日	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	日本道路(株)
千葉管理事務所管内 舗装補修工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	未定
東関東自動車道 市和田高架橋 耐震補強工事(仮称)	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	未定
東関東自動車道 千葉管内 橋梁補修工事(仮称)	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に千葉管理事務所で行う規制調整会議（毎週火曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

- 8－2 契約書第2条に規定する他の機関の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する施工箇所及び本工事における着手可能時期は下表のとおりとする。

施工箇所	着手可能時期	工事名	受注者名
東関東自動車道 栄町高架橋P 4 1～P 4 4の 水平力分担構造	令和10年1月上旬	未定	未定
東関東自動車道 栄町高架橋P 6 3～P 6 6の 水平力分担構造	令和10年1月上旬	未定	未定
東関東自動車道 若松高架橋P 9 5～P 9 8の 水平力分担構造	令和10年1月上旬	未定	未定

9. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書1－17－3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調査を作成し監督員へ提出しなければならない。

9－1 初期点検の対象構造物

共通仕様書1－17－3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、橋梁とする。

10. 工事費構成内訳書に関する事項

10-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、土木関係書類提出マニュアル（様式第15号）のとおりとする。

なお、提出は土木関係書類提出マニュアル（様式第14号）及び共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1）と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

11. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-1「工程表の提出」及び1-19-2「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、工事履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあっては、報告不要とする。

(1) 共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
橋脚耐震補強工	構造物掘削、コンクリート、型わく、鉄筋、耐震補強用コンクリート表面処理工、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上げ工、中間貫通鋼材工
落橋防止構造	落橋防止構造、上部工補強工、塗膜除去工
縁端拡幅工	縁端拡幅工B
段差防止構造	段差防止構造M
横変位拘束構造	横変位拘束構造M
水平力分担構造	水平力分担構造、桁拡幅工B
鋼桁補修工	鋼桁補修工、塗膜除去工
雑 工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

12. 工事用材料に関する事項

12-1 JIS規格改正に伴う読み替え

下表のとおり、JIS H 8641:2007 を引用しためっきの種類の記事及びめっき皮膜の管理手法で契約図書に規定した溶融亜鉛めっき製品については、JIS H 8641:2021 の該当するめっきの種類の記事及びめっき皮膜の管理手法に読み替えるものとする。

JIS H 8641:2021（改正後）		JIS H 8641:2007（改正前）		
種類の記号	膜厚 μm	種類	記号	付着量 g/m^2
HDZT35	35 以上	1 種 A	HDZA	—

JIS H 8641:2021 (改正後)		JIS H 8641:2007 (改正前)		
種類の記号	膜厚 μm	種類	記号	付着量 g/m^2
HDZT42	42 以上	1 種 B	HDZB	—
HDZT49	49 以上	2 種 35	HDZ35	350 以上
HDZT56	56 以上	2 種 40	HDZ40	400 以上
HDZT63	63 以上	2 種 45	HDZ45	450 以上
HDZT70	70 以上	2 種 50	HDZ50	500 以上
HDZT77	77 以上	2 種 55	HDZ55	550 以上

1 2-2 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税込）
千葉北 I C 外プラーザ	4 4 6 円/ m^3
佐原香取 I C 内プラーザ	0 円/ m^3

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

1 3. 貸与品に関する事項

1 3-1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	千葉管理事務所	工事期間中
車載式標識	車載用LED標識	—		
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	1 式		
標識等安全施設		1 式		
防護車両		—		

1 4. 残存物件の処理に関する事項

1 4-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式-3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
二俣高架橋				
橋梁排水装置	—	約 1 6	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 二俣高架橋仮置き場
検査路	—	約 0 . 1	t	
栄町高架橋				
橋梁排水装置	—	約 5	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 栄町高架橋仮置き場
検査路	—	約 7	t	
海老川南橋				
検査路	—	約 0 . 8	t	発注者に引渡し ※引渡し場所 海老川南橋仮置き場
若松高架橋				
橋梁排水装置	—	約 1 7	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 若松高架橋仮置き場
検査路	—	約 4	t	
谷津南高架橋				
橋梁排水装置	—	約 6	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 谷津南高架橋仮置き場
検査路	—	約 0 . 8	t	
花見川橋				
橋梁排水装置	—	約 1 9	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 花見川橋仮置き場
検査路	—	約 4 6	k g	
落橋防止構造	—	約 0 . 6	t	
横構	—	約 0 . 4	t	
侵入防止網	—	約 0 . 1	t	
補剛材	—	約 4 4	k g	
宮野木第二高架橋				
橋梁排水装置	—	約 1 4	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 宮野木第二高架橋仮置き場
検査路	—	約 0 . 1	t	
臼作高架橋				
橋梁排水装置	—	約 1 8	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 臼作高架橋仮置き場
検査路	—	約 0 . 3	t	
落橋防止構造	—	約 2	t	

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
本矢作高架橋				
橋梁排水装置	—	約 5	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 本矢作高架橋仮置き場
鋼矢板	—	約 8 1	t	
アンカー	—	約 5	t	
上谷津高架橋				
橋梁排水装置	—	約 5	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 上谷津高架橋仮置き場
検査路	—	約 1 0	k g	
下小野第一高架橋				
橋梁排水装置	—	約 1 0	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 下小野第一高架橋仮置き場
検査路	—	約 1 6	k g	
下小野第二高架橋				
橋梁排水装置	—	約 6	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 下小野第二高架橋仮置き場
検査路	—	約 0 . 2	t	
落橋防止構造	—	約 3	t	
多田高架橋				
橋梁排水装置	—	約 7	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 多田高架橋仮置き場
検査路	—	約 0 . 2	t	
落橋防止構造	—	約 1	t	
利根川橋				
検査路	—	約 2	k g	発注者に引渡し ※引渡し場所 利根川橋仮置き場
香北高架橋				
橋梁排水装置	—	約 2 5	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 香北高架橋仮置き場
検査路	—	約 5	k g	
磯山高架橋				
橋梁排水装置	—	約 5 6	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 磯山高架橋仮置き場
検査路	—	約 4 4	k g	
落橋防止構造	—	約 1	t	

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
幕張高架橋				
検査路	—	約 0.8	t	発注者に引渡し ※引渡し場所 幕張高架橋仮置き場
園生高架橋				
橋梁排水装置	—	約 5	m	発注者に引渡し ※引渡し場所 園生高架橋仮置き場

なお、これらに要する費用は、関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 4 - 2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 4 - 1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。

1 5. 保安に関する事項

1 5 - 1 安全管理の強化

1 5 - 1 - 1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 5 - 1 - 2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 5 - 1 - 3 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 5 - 1 - 4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 5 - 1 - 5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての使用人等に対して指導を徹底するものとする。

1 5 - 1 - 6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 5 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書1-25-1(1)及び(4)に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 5 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 5 - 2 交通安全管理の徹底

1 5 - 2 - 1 桁下空間の確保

橋梁上部工（橋梁補修）の施工箇所における桁下高さ及び交差する道路等及び道路等の建築限界は下表に示すとおりとし、施工に伴う吊足場工及び支保工等の仮設物を設置する場合は、交差道路等の通行に支障のないよう桁下空間を確保するものとする。なお、交差道路の建築限界を確保することができない場合は、道路管理者及び交通管理者との協議を踏まえ迂回道路の計画と適切な安全対策を講じるものとする。

施工箇所	交差道路名	桁下高さ	建築限界
二俣高架橋	市道 0 1 1 4 号線 市道 0 1 1 5 号線	7.3m	4.5m
栄町高架橋	市道 0 0 - 1 6 4 号線 市道 1 0 - 0 1 9 号線	9.1m	4.5m
	県道船橋埠頭線	9.6m	4.5m
海老川南橋	認定外道路	13.5m	4.5m
	市道 1 6 - 0 2 6 号線	12.8m	4.5m
若松高架橋	市道 0 0 - 0 3 1 号線 市道 0 0 - 0 7 6 号線	7.5m	4.5m
谷津南高架橋	県道船橋我孫子線 県道千葉船橋海浜線	4.6m (歩道橋)	4.5m
花見川橋	市道打瀬若葉線	車道5.0m 歩道2.7m	車道4.7m 歩道2.5m
	花見川サイクリングコース	3.8m	3.8m
宮野木第二高架橋	市道宮野木町 6 8 号線 市道宮野木町 2 0 号線	8.1m 9.9m	4.5m 4.5m
臼作高架橋	市道一坪田臼作線	11.5m	4.5m
	市道伊能毛地線	8.6m	4.5m
本矢作高架橋	認定外道路	13.6m	4.5m
	市道 2 5 8 8 号線	17.7m	4.5m
上谷津高架橋	認定外道路	10.0m	4.5m
下小野第一高架橋	認定外道路	16.0m	4.5m
	市道 II - 7 号線	17.7m	4.5m
下小野第二高架橋	市道 2 0 7 0 号線	13.3m	4.7m
	市道 2 0 6 5 号線	18.1m	4.7m
多田高架橋	認定外道路	19.2m	4.5m
	認定外道路	20.8m	4.5m
	認定外道路	20.2m	4.5m
	市道 II - 5 号線	13.6m	4.5m
利根川橋	銚子小見川佐原自転車道線 (大利根自転車道)	4.7m	2.5m
	市道 I - 2 3 号線	6.0m	4.5m
香北高架橋	市道 3 6 0 3 号線	6.2m	4.5m
	市道 3 6 0 6 号線	7.0m	4.5m
	市道 3 6 0 4 号線	4.8m	4.5m
	市道 I - 2 4 号線	4.7m	4.5m

施工箇所	交差道路名	桁下高さ	建築限界
磯山高架橋	認定外道路	6.6m	4.5m
	市道Ⅱ－１９号線	7.6m	4.5m
	市道（潮）２－３０号線	6.3m	4.5m
海老川橋	市道１２－０４７号線	5.0m	4.7m
	市道００－１６３号線	4.8m	4.7m
幕張高架橋	認定外歩道	3.8m	2.5m
園生高架橋	認定外道路 (P３橋脚～P４橋脚)	3.0m	3.0m
	認定外道路 (P６橋脚～P７橋脚)	4.2m	3.0m

15-3 交通規制等

15-3-1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

15-3-2 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書1-55-1「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

- ・契約書第57条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額1億円以上）は付保するものとする。

15-4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

15-4-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

15-4-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

15-4-3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	東関東自動車道 KP1.0 ～KP19.1	橋梁添架による 近接施工	管理用図面	
光通信ケーブル	東日本高速道路(株)	東関東自動車道 KP19.1 ～KP73.0 京葉道路 KP10.0 ～KP24.0	橋梁添架、埋設 による近接施工	管理用図面	
メタル通信・ 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	東関東自動車道 KP1.0 ～KP73.0 京葉道路 KP10.0 ～KP24.0	橋梁添架、埋設 による近接施工	管理用図面	

15-5 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

15-5-1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1.2] (平成28年10月・東日本高速道路(株)関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

15-5-2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」(以下「損傷事故防止監理者」という。)を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者(光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を含む)と兼ねることができるものとする。

1 5 - 5 - 3 架空線等上空施設の確認等について

(1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

(2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
架空線	(株)ジェイコム千葉	海老川南橋 P 7 9 ~ P 8 0	近接施工	—	
架空線	東京電力 パワーグリッド(株)	海老川南橋 P 7 9 ~ P 8 0	近接施工	—	
架空線	東京電力 パワーグリッド(株)	下小野第二高架橋 A 1 ~ P 3	近接施工	—	
架空線	N T T 東日本(株) 楽天モバイル(株)	下小野第二高架橋 P 3	近接施工	—	
架空線	東京電力 パワーグリッド(株)	磯山高架橋 P 9 0 ~ P 1 0 7	近接施工	—	
架空線	東京電力 パワーグリッド(株)	磯山高架橋 P 1 1 7 ~ P 1 2 1	近接施工	—	

1 5 - 5 - 4 地下埋設物の確認等について

(1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。

(2) 本工事に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
ケーブル管	N T T 東日本(株)	二俣高架橋 P 1 0 柴町高架橋 P 4 3、P 6 3 若松高架橋 P 9 6	近接施工 (埋設表示あり)	図面	
ケーブル管 (照明)	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	二俣高架橋 P 1 6 ~ P 1 7	近接施工 (埋設表示なし)	—	

(3) 試掘については、原則として次のとおり行うものとする。

①試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。

②試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。

③試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。

(4) 前項(3)の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 5 - 6 保安に関する費用

(1) 本特記仕様書 1 5 - 5 「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策」の試掘に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、

設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 6．環境保全に関する事項

1 6－1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 6－2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 6－3 汚濁水処理

WJ工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 6－4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

1 6－5 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書 1 6－3 「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 7．再生資源及び建設副産物に関する事項

1 7－1 建設副産物の活用等

（1）共通仕様書 1－2 8 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊	縁端拡幅工、落橋防止構造、段差防止構造、横変位拘束構造、水平力分担構造、桁拡幅工、コンクリートはつり工、橋座補強工、中間貫通鋼材工等の各種アンカー鉄筋削孔によるコンクリート塊、既設コンクリート接触面のチップング、炭素繊維巻立て下地処理工	約 1 1 m ³	再資源化施設
建設汚泥	耐震補強用コンクリート表面処理工	—	再資源化施設
研削材・ケレンかす、 廃塗膜	鋼桁	—	最終処分場

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊 (無筋)	(株)吉豊興業 中間処理場	千葉県市川市 原木2483-1	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00～16:30受入可能、 定時外受入不可 最大寸法：30×30×30cm以下
コンクリート塊 (無筋)	三宝建設(株)	千葉県習志野市 茜浜1-14-1	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00～17:00受入可能、 定時外受入不可 最大寸法：30×30×30cm以下
コンクリート塊 (無筋)	(有)林建材	千葉県香取市 荒北字西沢向726-1	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00～17:00受入可能、 定時外受入要相談 最大寸法：35×35×35cm以下
コンクリート塊 (無筋)	片野建設(株)佐原 エコロジーセンター	千葉県香取市 与倉309の一部他	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00～16:30受入可能、 定時外受入要相談 最大寸法：30×30×30cm以下
コンクリート塊 (無筋)	会津建設(株) 神栖工場	茨城県神栖市 鰐川300-54	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00～16:30受入可能、 定時外受入不可 最大寸法：30×30×30cm以下

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設汚泥、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処分に要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 7 - 2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設汚泥、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 8 . 特許に関する事項

1 8 - 1 特許権等の使用

本特記仕様書 2 5 - 5 - 4 「横変位拘束構造」において指定する工法は、特許権等の対象である。

1 9 . 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環

境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 24 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	・昇降設備の充実
現場環境改善（営繕関係）	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・現場休憩所の快適化
現場環境改善（安全関係）	・盗難防止対策（警報機等）
地域連携	・社会貢献

20. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
東関東自動車道	成田IC ～ 潮来IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

21. 三者協議会に関する事項

21-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- (1) 磯山高架橋の耐震補強検討
- (2) 臼作高架橋の耐震補強検討
- (3) 本矢作高架橋の耐震補強検討
- (4) 上谷津高架橋の耐震補強検討
- (5) 下小野第一高架橋の耐震補強検討
- (6) 下小野第二高架橋の耐震補強検討
- (7) 多田高架橋の耐震補強検討
- (8) 香北高架橋の耐震補強検討
- (9) 園生高架橋の耐震補強検討
- (10) 二俣高架橋の耐震補強検討
- (11) 栄町高架橋の耐震補強検討
- (12) 海老川南橋の耐震補強検討

- (13) 若松高架橋の耐震補強検討
- (14) 谷津南高架橋の耐震補強検討
- (15) 花見川橋の耐震補強検討
- (16) 宮野木第二高架橋の耐震補強検討
- (17) 利根川橋の耐震補強検討、橋梁補修設計
- (18) 幕張高架橋の耐震補強検討
- (19) その他監督員が定める事項

21-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

21-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

21-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2.2. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2.3. 完全週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日を達成するよう工事を実施する「完全週休2日工事（発注者指定方式）」である。

23-1 定義

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書1-13「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

2 3 - 2 履行確認（完全週休 2 日確保の確認方法）

- （1）現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。
- （2）受注者は、工事完了後に、完全週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別添 - 2）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- （3）監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書 1 - 1 9 - 3「週間工程表」に規定する工事实績等を基に、完全週休 2 日の取得状況を確認するものとする。なお、1 週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7 日間に満たない週は除くものとする。
- （4）履行確認の結果、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

2 3 - 3 工期

本工事は、共通仕様書 1 - 1 2「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

2 3 - 4 完全週休 2 日工事に要する費用

2 3 - 4 - 1 補正対象項目及び補正方法

（1）見積対象項目以外

発注者は、完全週休 2 日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4 週 8 休）」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休 2 日の確保を本特記仕様書 2 3 - 2「履行確認（完全週休 2 日確保の確認方法）

（2）」による確認後、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書 1 - 3 3 - 1「新単価」の規定によるものとし、NEXCO の土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

（2）見積対象項目

見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、完全週休 2 日に係る費用が含まれていないものについては、NEXCO の「土木工事積算基準（4 週 8 休）」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：週単位」を適用し、補正額を算出するものとする。

また、完全週休 2 日の確保を本特記仕様書 2 3 - 2「履行確認（完全週休 2 日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書 1 - 3 3 - 1「新単価」の規定によるものとし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している完全週休 2 日に係る費用の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）に基づき減額変更を行うものとする。最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、NEXCO の「土木工事積算基準（4 週 8 休）」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：週単位」を適用し、減額費用を算出するものとする。

2 3 - 4 - 2 支払

完全週休 2 日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

2 4. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2 4 - 1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取り扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添－6）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2 4 - 2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添－7）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

2 4 - 3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（1）～（5）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 4 - 4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「2 4 - 1」及び「2 4 - 2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「2 4 - 3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「2 4 - 2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 4 - 5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関

- する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- （２）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

24-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

25. 工事細部に関する事項

25-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

25-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備考
夜間作業	(夜)	
昼間作業	無表記	

25-3 構造物掘削

25-3-1 種別

共通仕様書2-8-1「定義」（１）に規定する構造物掘削の種別及び作業内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
普通部	1) 橋脚のフーチング上面までの掘削、掘削箇所近傍での仮置き （土質区分：土砂B） 2) 構造物埋戻し部への敷均し、締固め、残土のはねつけ 3) 含水量の調整 4) 水替無
特殊部	1) アンカー併用鋼矢板による土留め、橋脚のフーチング上面までの掘削、掘削箇所近傍での仮置き （土質区分：土砂B） 2) 構造物埋戻し部への敷均し、締固め、残土のはねつけ 3) アンカー撤去、鋼矢板の引抜き 4) 含水量の調整 5) 水替無 6) 撤去アンカー、鋼矢板の運搬・廃材処理

なお、構造物掘削における締切の内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	掘削箇所		摘要
特殊部	本矢作高架橋 P3 (上り線)	鋼矢板 IV型 L=3.5~6.0m (新材)	ウォータージェット 併用工法

25-3-2 施工

- (1) 構造物掘削前に現地地盤高さの確認・測量を行い、監督員に報告するものとする。
- (2) 掘削中に予期しない不良土または転石（50cm以上）等に遭遇した場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。
- (3) 構造物掘削にあたり、水替えの必要が出た場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

25-3-3 支払

普通部の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、橋脚の底版上端までの掘削、掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し部への敷均し、締固め、残土のはねつけ、含水量の調整等普通部の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

特殊部の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、アンカー併用鋼矢板による土留め、橋脚の底版上端までの掘削、掘削箇所での仮置き、構造物埋戻し部への敷均し、締固め、残土のはねつけ、アンカー撤去、鋼矢板の引抜き、含水量の調整、撤去アンカー、鋼矢板の運搬・廃材処理等特殊部の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
2-(6)	構造物掘削	
	普通部	m ³
	特殊部	m ³

25-4 鉄筋工

25-4-1 鉄筋の種別

共通仕様書8-4-2「鉄筋の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類
T1	耐震補強の巻立て鉄筋コンクリート構造物 (基部定着)	主鉄筋－ガス圧接継手 機械継手 帯鉄筋－フレア溶接継手

25-4-2 材料

共通仕様書8-4-4「材料」に下記を追加する。

- (3) 軸方向鉄筋のフーチングへの定着は、エポキシ樹脂系の接着剤とし、使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-6-2-1(2)によるものとする。
- (4) 組立用アンカーに使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-7-1-4によるものとし、施工中に脱落しないように十分な付着を確保出来る材料を使用しなければならない。

25-4-3 施工

共通仕様書8-4-5「施工」に下記を追加する。

- (4) 軸方向鉄筋のフーチング定着部の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ－６－２によるものとする。
- (5) 組立用アンカーの施工は、構造物施工管理要領Ⅲ－７－１－４によるものとする。
- (6) 鉄筋フレア溶接継手の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ－７－２によるものとする。
- (7) アンカー工の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。
- (8) アンカー定着工の材料及び施工は、構造物施工管理要領Ⅲ－６－２－１「接着系あと施工アンカー」の規定によるものとする。
- (9) アンカー工で発生するコンクリート塊の処分については、本特記仕様書 17「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

25-4-4 支払

共通仕様書 8-4-7「支払」に下記を追加する。

T1の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う組立筋を含む鉄筋の加工、組立て、据付け、組立用アンカーに要する材料、アンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等T1の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8-(3)	鉄筋	
	T1	t

25-5 落橋防止工

25-5-1 縁端拡幅工

25-5-1-1 種別

共通仕様書 17-5-3「縁端拡幅工」(2)に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
コンクリート	共通仕様書 8-2「構造物用コンクリート」によるコンクリート種別 A1-5 とし、既設コンクリート面の表面処理を含むもの
アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	縁端拡幅工のアンカー鉄筋に必要な既設コンクリート構造物を削孔、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うもの（アンカー鉄筋の材料は含まない） ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm)、 b : 削孔向き (水平方向)

25-5-1-2 施工

共通仕様書 17-5-3「縁端拡幅工」に下記を追加する。

- (11) アンカー工の施工は、本特記仕様書 25-4-3「施工」(7)(8)(9)の規定によるものとする。
- (12) 下部構造と拡幅部の打継面は、WJ工法による表面処理を行うものとし、共通仕様書 17-9-4「コンクリート表面処理工」の規定に従うものとする。

2 5 - 5 - 1 - 3 数量の検測

共通仕様書 1 7 - 5 - 7 「数量の検測」に下記を追加する。

縁端拡幅工の数量の検測は、設計数量（m³、本）で行うものとする。

2 5 - 5 - 1 - 4 支払

共通仕様書 1 7 - 5 - 8 「支払」に下記を追加する。

コンクリートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、既設コンクリート面の表面処理を含むものとし、施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$ の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 7 - (9)	縁端拡幅工 B	
	コンクリート	m ³
	アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	本

2 5 - 5 - 2 落橋防止構造

2 5 - 5 - 2 - 1 種別

共通仕様書 1 7 - 5 - 4 「落橋防止構造」（2）に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
コンクリート	共通仕様書 8 - 2 「構造物用コンクリート」によるコンクリート種別 A 1 - 5 とし、既設コンクリート面の表面処理を含むもの
型わく	共通仕様書 8 - 3 「型わく工」による型わくの種別 A とするもの
鉄筋	共通仕様書 8 - 4 「鉄筋工」による鉄筋の種別 A とするもの
C 1 - a (b)	鎖（チェーン）を用いて鋼桁と下部工を連結する落橋防止構造の設置 a：落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力〇〇（k N） b：設計遊間量（mm）を示す 下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む）、鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む
C 2 - a (b)	鎖（チェーン）を用いてコンクリート桁と下部工を連結する落橋防止構造の設置 a：落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力〇〇（k N） b：設計遊間量（mm）を示す 下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む）、鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む
C 3 - a (b)	鎖（チェーン）を用いて鋼桁と鋼桁を連結する落橋防止構造の設置 a：落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力〇〇（k N） b：設計遊間量（mm）を示す

単価表の項目	区分内容
C 3 - a (b)	鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む
P 1 - a (b)	P C 鋼材を用いて鋼桁と下部工を連結する落橋防止構造の設置 a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力〇〇(k N) b : 設計遊間量(mm)を示す 下部工ブラケットの設置 (ブラケット背面注入を含む)、鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む
P 2 - a (b)	P C 鋼材を用いてコンクリート桁と下部工を連結する落橋防止構造の設置 a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力〇〇(k N) b : 設計遊間量(mm)を示す 下部工ブラケットの設置 (ブラケット背面注入を含む)、鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む
P 3 - a (b)	P C 鋼材を用いて桁と桁を連結する落橋防止構造の設置 a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力〇〇(k N) b : 設計遊間量(mm)を示す 鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む
鋼製ブラケット	鋼板で製作する下部工ブラケットの製作、輸送 (アンカー鉄筋の材料を含む)
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	R C 突起のアンカー鉄筋、鋼製ブラケットを固定するためのアンカー鉄筋に必要な既設コンクリート構造物を削孔、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うもの (アンカー鉄筋の材料は含まない) ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm)、 b : 削孔向き
アンカー工 C 1 アンカー工 C 2	鋼製ブラケットを固定するためのケミカルアンカー相当品に必要な既設コンクリート構造物を削孔、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うもの (アンカー鉄筋の材料は含まない)

2 5 - 5 - 2 - 2 作業内容

単価表の項目	作業内容
コンクリート	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等) 2) 既設コンクリート面の表面処理 3) コンクリートの配合、計量、練り混ぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生
型わく	1) 型わくの製作、据付け、取り外し
鉄筋	1) 鉄筋の加工、運搬、組立て、据付け等
C 1 - a (b)	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等)

単価表の項目	作業内容
C 1 - a (b)	2) 下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む） 3) 上部工ブラケット取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部 現場孔明工 4) 素地調整 5) 上部工ブラケット及び落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置 6) 上部工ブラケットの高力ボルト本締め作業及びピンテール仕 上げ 7) 上部工ブラケットの現場塗装
C 2 - a (b)	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調 査等) 2) 下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む） 3) 上部工ブラケットと既設コンクリート接触面の表面処理及び 無収縮モルタル、型わくの施工 4) 上部工ブラケット及び落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置 5) 上部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送 6) 上部工ブラケットのアンカー鉄筋締付作業
C 3 - a (b)	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調 査等) 2) 上部工ブラケット取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部 現場孔明工 3) 素地調整 4) 上部工ブラケット及び落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置 5) 上部工ブラケットの高力ボルト本締め作業及びピンテール仕 上げ 6) 上部工ブラケットの現場塗装
P 1 - a (b)	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調 査等) 2) 宮野木第二高架橋（上り線）A 2 橋台の既設ブラケットと段 差防止構造の撤去、既設アンカーボルトの切断 3) 下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む） 4) 上部工ブラケット取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部 現場孔明工 5) 素地調整 6) 上部工ブラケット及び落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設 置 7) 上部工ブラケットの高力ボルト本締め作業及びピンテール仕 上げ 8) 上部工ブラケットの現場塗装

単価表の項目	作業内容
P 2 - a (b)	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等) 2) 下部工ブラケットの設置 (ブラケット背面注入を含む) 3) 上部工ブラケットと既設コンクリート接触面のチッピング及びブラケット背面注入の施工 4) 上部工ブラケット及び落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置 5) 上部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送 6) 上部工ブラケットのアンカー鉄筋締付作業
P 3 - a (b)	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等) 2) 上部工ブラケット取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部現場孔明工 3) 素地調整 4) 上部工ブラケット及び落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置 5) 上部工ブラケットの高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 6) 上部工ブラケットの現場塗装
鋼製ブラケット	1) 下部工ブラケットと既設コンクリート接触面のチッピング 2) 下部工ブラケットの製作・防錆・輸送 3) 下部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	1) 上下部工ブラケットのアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理
アンカー工 C 1 アンカー工 C 2	1) 下部工ブラケットのアンカーボルトの削孔、樹脂カプセル挿入、アンカーボルト挿入及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理

2 5 - 5 - 2 - 3 施工

共通仕様書 1 7 - 5 - 4 「落橋防止構造」に下記を追加する。

(9) 落橋防止構造は、材料調達に先立ち製品の性能及び規格、検査項目等を示す技術資料を監督員に提出するものとする。

(10) 塗装されている塗料

既存塗膜及び素地調整方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工 及び素地調整	既存塗膜含有量 (塗膜くず)			
	塗装系	履歴			PCB (mg/ kg)	鉛 (wt %)	六価 クロム (wt %)	コールド タール (wt %)
二俣高架橋 (上り線)	C系	再塗装	ポリウレタン系	塗膜剥離剤による除去後乾式ブラストによる素地調整	0.01	1.5	0.160	0.1 未満
	S 5 0 鋼橋 塗装基準	新設時	タール系		0.01	0.017	0.010 未満	42.0

橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工 及び素地調整	既存塗膜含有量（塗膜くず）			
	塗装系	履歴			PCB (mg/ kg)	鉛 (wt%)	六価 クロム (wt%)	コバル タール (wt%)
海老川南橋 （上り線）	C系	再塗装	塩化ゴム系	塗膜剥離剤に よる除去後乾 式ブラストに よる素地調整	0.27	6.8	0.010 未満	0.1 未満
	S50鋼橋 塗装基準	新設時	タール系		0.01未 満	0.01 未満	0.048	35.0
花見川橋 （上り線）	C系	再塗装	塩化ゴム系		0.06	8.5	0.950	0.1 未満
	S50鋼橋 塗装基準	新設時	タール系		0.02	0.016	0.013	26.0
花見川橋 （下り線）	C系	再塗装	塩化ゴム系		0.04	6.4	0.880	0.1 未満
	S50鋼橋 塗装基準	新設時	タール系		0.01未 満	0.01 未満	0.013	30.0
宮野木第二 高架橋 （上り線）	A系	再塗装	鉛系		0.05	6.6	0.063	0.1 未満
臼作高架橋 （上り線）	A系	再塗装	鉛系		0.01未 満	6.4	0.100 未満	0.1 未満
本矢作 高架橋 （上り線）	C系	再塗装	ふっ素系	乾式ブラスト による素地調 整	0.01未 満	0.08	0.100 未満	0.1 未満
上谷津 高架橋 （上り線）	A系	新設時	鉛系	塗膜剥離剤に よる除去後乾 式ブラストに よる素地調整	0.01未 満	4.6	0.100 未満	0.1 未満
下小野第一 高架橋 （上り線）	C系	再塗装	ふっ素系	乾式ブラスト による素地調 整	0.01未 満	0.02	0.100 未満	0.1 未満
下小野第二 高架橋 （上り線）	A系	再塗装	鉛系	塗膜剥離剤に よる除去後乾 式ブラストに よる素地調整	0.01未 満	5.6	0.100 未満	0.1 未満
多田高架橋 （上り線）	A系	新設時	鉛系		0.01未 満	6.4	0.100	0.1 未満
利根川橋 （上り線）	A系	新設時	鉛系		0.01未 満	2.8	0.010 未満	0.1 未満
	S50鋼橋 塗装基準	新設時	タール系		0.01未 満	0.014	0.010 未満	44.0
幕張高架橋 （上り線）	C系	再塗装	ふっ素系	乾式ブラスト による素地調 整	—	—	—	—
	S50鋼橋 塗装基準	新設時	タール系	塗膜剥離剤に よる除去後乾 式ブラストに よる素地調整	0.06	0.01 未満	0.021	65.0
幕張高架橋 （下り線）	C系	再塗装	ふっ素系	乾式ブラスト による素地調 整	—	—	—	—
	S50鋼橋 塗装基準	新設時	タール系	塗膜剥離剤に よる除去後乾 式ブラストに よる素地調整	0.09	0.01 未満	0.023	64.0
園生高架橋 （上り線） 既設部	A系	再塗装	鉛系	乾式ブラスト による素地調 整	0.01未 満	4.7	0.100 未満	0.1 未満

橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工 及び素地調整	既存塗膜含有量（塗膜くず）			
	塗装系	履歴			P C B (m g / k g)	鉛 (w t %)	六価 クロム (w t %)	コール タール (w t %)
園生高架橋 （上り線） 拡幅部	A系	再塗装	鉛系	塗膜剥離剤に よる除去後乾 式ブラストに よる素地調整	0.01 未満	4.0	0.100 未満	0.1 未満

（１１）素地調整

素地調整の種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整の種別	対象箇所
二俣高架橋（上り線） 海老川南橋（上り線） 花見川橋（上り線） 宮野木第二高架橋（上り線） 臼作高架橋（上り線） 本矢作高架橋（上り線） 上谷津高架橋（上り線） 下小野第一高架橋（上り線） 下小野第二高架橋（上り線） 多田高架橋（上り線） 利根川橋（上り線） 幕張高架橋（上下線） 園生高架橋（上り線）	1 種	鋼鈑桁外面 鋼箱桁内外面

受注者は、塗膜剥離剤により既存塗膜の除去を行う場合、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用するものとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狭隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。

（１２）塗装

落橋防止構造の塗装は、構造物施工管理要領Ⅱ－３「鋼構造物」及びⅢ－２「鋼構造物」の関連項目の規定に従わなければならない。なお、使用する塗装系及び上塗の塗色は、下記のとおりとする他、塗分け区分については設計図書に示すものとする。

塗装対象	塗装系記号及び名称	上塗の塗色	備考
上部工 ブラケット	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 1 1 F 8、F 1 2 塗替塗装：c－3、d－1	二俣高架橋 外面：P 6 9－6 0 L 内面：P N－2 0 海老川南橋 外面：P 6 9－6 0 L 内面：P N－2 0 花見川橋 外面：P 6 9－6 0 L 内面：P N－2 0 宮野木第二高架橋 外面：P 3 9－8 0 H 臼作高架橋 外面：P 2 2－8 0 H	社団法人日本塗料工業会 塗料用標準色 2 0 2 4 年 P 版

塗装対象	塗装系記号及び名称	上塗の塗色	備考
上部工 ブラケット	工場塗装：C 5、D 4、J 現場塗装：F 3、F 1 1 F 8、F 1 2 塗替塗装：c - 3、d - 1	本矢作高架橋 外面：P 2 2 - 8 5 H 上谷津高架橋 外面：P 2 2 - 8 5 H 下小野第一高架橋 外面：P 2 2 - 8 5 H 下小野第二高架橋 外面：P 2 2 - 8 5 H 多田高架橋 外面：P 2 2 - 8 5 H 利根川橋 外面：P 7 2 - 7 0 L 内面：P N - 2 0 幕張高架橋 外面：P 3 9 - 4 0 H 内面：P N - 2 0 園生高架橋 外面：P 1 9 - 9 0 D	社団法人日本塗料工業会 塗料用標準色 2 0 2 4 年 P 版

(1 3) 研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理

塗膜の除去及び1種ケレンによる素地調整により発生する研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理については本特記仕様書17-1「建設副産物の活用等」によるものとし、研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処分に要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(1 4) アンカー工の施工は、本特記仕様書25-4-3「施工」(7)(8)(9)の規定によるものとする。

(1 5) 下部構造とRC突起部の打継面は、本特記仕様書25-5-1-2「施工」(12)の規定によるものとする。

25-5-2-4 溶接に関する事項

共通仕様書17-5「落橋防止工」に規定する落橋防止工（以下、「落橋防止構造等」という。）の製作については、共通仕様書17-5-4「落橋防止構造」の規定による他、次によるものとする。

(1) 溶接種別の確認等について

受注者は、落橋防止構造等の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書1-5-2「設計図書の照査」に準じた確認を監督員に求めるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」国土交通省（平成27年12月25日付け）を踏まえて実施するものとする。

また、受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。

(2) 溶接検査について

- ① 受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行う旨を施工計画書に明記するものとする。

- ② 落橋防止構造等の内部きず検査は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説（Ⅱ．鋼橋編）H 29．11」20．8．7に基づいて実施するものとする。
 - ③ 受注者は、溶接検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理試験（社内検査）を行っていない、第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。
 - ④ 内部きずの検査について、非破壊試験検査を行う者は、試験の種類に応じた J I S Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であることとし、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
 - ⑤ 落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は、落橋防止構造等の全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。
 - ⑥ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載されたすべての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出することを求めるものとする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
 - ⑦ 受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査の実施後、その結果について速やかに監督員に報告するものとし、塗装等の実施については監督員の確認を得るものとする。
- （3）溶接施工について
- ① 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野について I S O 9 0 0 1 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができるものとする。
 - ② 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載されたすべての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。I S O 9 0 0 1 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
 - ③ 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
- （4）抜き打ち非破壊試験検査について
- 本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。
- なお、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。
- （5）溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。
- （6）落橋防止構造等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

2 5 - 5 - 2 - 5 数量の検測

落橋防止構造の数量の検測は、設計数量（m3、m2、t、本）で行うものとする。

なお、上部工ブラケット取付部の塗膜除去については、塗膜除去工Aに含むものとする。

2 5 - 5 - 2 - 6 支払

落橋防止構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m3、1 m2、1 t又は1本当たりの契約単価で行うものとする。

コンクリート、型わく、鉄筋の契約単価には、共通仕様書第8章及び第11章の関係各項の規定によるもののほかコンクリートには表面処理を含むものとし、それぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

C 1 - a（b）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む）、高力ボルト接合部現場孔明工、素地調整、上部工ブラケット・落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置、上部工ブラケットの高力ボルト本締工、現場塗装等C 1 - a（b）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

C 2 - a（b）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む）、上部工ブラケットと既設コンクリート接触面の表面処理及び無収縮モルタル、型わくの施工、上部工ブラケット・落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置、上部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送、上部工ブラケットのアンカー鉄筋締付作業等C 2 - a（b）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

C 3 - a（b）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、高力ボルト接合部現場孔明工、素地調整、上部工ブラケット・落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置、上部工ブラケットの高力ボルト本締工、現場塗装等C 3 - a（b）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

P 1 - a（b）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、既設ブラケットと段差防止構造の撤去、既設アンカーボルトの切断、下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む）、高力ボルト接合部現場孔明工、素地調整、上部工ブラケット・落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置、上部工ブラケットの高力ボルト本締工、現場塗装等P 1 - a（b）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

P 2 - a（b）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、下部工ブラケットの設置（ブラケット背面注入を含む）、上部工ブラケットと既設コンクリート接触面のチッピング及びブラケット背面注入の施工、上部工ブラケット・落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置、上部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送、上部工ブラケットのアンカー鉄筋締付作業等P 2 - a（b）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

P 3－a（b）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、高力ボルト接合部現場孔明工、素地調整、上部工ブラケット・落橋防止構造の製作・防錆・輸送・設置、上部工ブラケットの高力ボルト本締工、現場塗装等P 3－a（b）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼製ブラケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリート接触面のチッピング、下部工ブラケットの製作・防錆・輸送、下部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送等鋼製ブラケットの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 C○の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカーボルトの削孔、樹脂カプセル挿入、アンカーボルト挿入及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等アンカー工 C○の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 7－（1 1）	落橋防止構造	
	コンクリート	m3
	型わく	m2
	鉄筋	t
	C 1－a（b）	本
	C 2－a（b）	本
	C 3－a（b）	本
	P 1－a（b）	本
	P 2－a（b）	本
	P 3－a（b）	本
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b）	本
	アンカー工 C○	本
	（注）○は、単価表の項目による。	

2 5－5－3 段差防止構造

2 5－5－3－1 種別

共通仕様書 1 7－5－5 「段差防止構造」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	対象箇所
S－1	鋼製の架台を用いて橋脚の鋼製ブラケット天端に段差防止構造を設置するもの 鉛直荷重 1 4 5 0～1 8 7 5 k N	栄町高架橋（上り線）

単価表の項目	区分内容	対象箇所
S-2	鋼製の架台を用いて橋脚の天端及び橋脚の鋼製ブラケット天端に段差防止構造を設置するもの（アンカー鉄筋の材料を含む） 鉛直荷重 1400～1925 kN	若松高架橋（上り線）
S-3	鋼製のサンドルを多段積みにするもの（アンカー鉄筋の材料を含む）	二俣高架橋（上り線）
S-4	鋼製のサンドルを多段積みにするもの（アンカー鉄筋の材料を含む）	海老川南橋（上り線）
S-5	鋼製のサンドルを多段積みにするもの（アンカー鉄筋の材料を含む）	谷津南高架橋（上り線）
S-6	鋼製のサンドルを多段積みにするもの	花見川橋（上下線）
S-7	鋼製のサンドルを多段積みにするもの	宮野木第二高架橋（上り線）
S-8	鋼製のサンドルを多段積みにするもの	海老川橋（上下線）
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	鋼製の架台及びサンドルを固定するためのアンカー鉄筋に必要な既設コンクリート構造物の削孔、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うもの（アンカー鉄筋の材料は含まない） ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、 L ：設計削孔長（mm）、 b ：削孔向き	

25-5-3-2 作業内容

段差防止構造の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
S-1	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 鋼製の架台の製作・防錆・輸送・設置 3) 緩衝材（クロロプレンゴム）の製作・輸送・設置 4) 高力ボルト本締め作業
S-2	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) アンカー鉄筋の製作・防錆・輸送 3) 鋼製の架台の製作・防錆・輸送・設置 4) 緩衝材（クロロプレンゴム）の製作・輸送・設置 5) 高力ボルト本締め作業
S-3 S-4 S-5	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) アンカー鉄筋の製作・防錆・輸送 3) サンドルの製作・防錆・輸送・設置 4) 緩衝材（クロロプレンゴム）の製作・輸送・設置 5) 普通ボルト締め作業

単価表の項目	作業内容
S-6 S-7 S-8	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等) 2) サンドルの製作・防錆・輸送・設置 3) 緩衝材(クロロプレンゴム)の製作・輸送・設置 4) 普通ボルト締め作業
アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	1) 鋼製の架台及びサンドルのアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理

25-5-3-3 防錆

段差防止構造の溶融亜鉛めっきは、設計図書によるものとする。

25-5-3-4 施工

共通仕様書17-5-5「段差防止構造」に下記を追加する。

アンカー工の施工は、本特記仕様書25-4-3「施工」(7)(8)(9)の規定によるものとする。

25-5-3-5 数量の検測

段差防止構造の数量の検測は、設計数量(t、本)で行うものとする。

25-5-3-6 支払

段差防止構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1t又は1本当たりの契約単価で行うものとする。

S-○の契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う近接調査計測工、アンカー鉄筋の製作・防錆・輸送、鋼製の架台及びサンドルの製作・防錆・輸送・設置、緩衝材(クロロプレンゴム)の製作・輸送・設置、高力ボルト本締工、普通ボルト締付工等S-○の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行うアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(12)	段差防止構造M	
	S-○	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	本
	(注) ○は、単価表の項目による。	

25-5-4 横変位拘束構造

25-5-4-1 種別

共通仕様書17-5-6「横変位拘束構造」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	対象箇所
P-1	鋼製ストッパーを主材料とするもの（1400kN・移動量 85mm） 鋼板で製作する桁接着ブラケットの製作、輸送及び設置を含む	磯山高架橋 （上り線）P121
P-2	鋼製ストッパーを主材料とするもの（上部工取付プレートを固定するためのアンカー鉄筋の樹脂接着を含む）（2,900kN・移動量 200mm） 鋼板で製作する上部工取付プレートの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む、アンカー箱抜き部の樹脂接着を含む）	谷津南高架橋 （上り線）P120
鋼製ブラケット	鋼板で製作する下部工ブラケット、下部工取付プレートの製作、輸送及び設置（アンカー鉄筋の材料を含む）	
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	下部工ブラケット、下部工取付プレートを固定するためのアンカー鉄筋に必要な既設コンクリート構造物を削孔、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うもの（アンカー鉄筋の材料は含まない） ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、 L ：設計削孔長（mm）、 b ：削孔向き	
コンクリートはつり工	桁接着ブラケット取付部を人力打撃工法により除去を行うもの	磯山高架橋 （上り線）P121

25-5-4-2 特許使用料

桁接着ブラケットとコンクリートはつり工は特許工法（特許第5734943号：ST式桁接着工法「U-ウェッジフレーム工法」）である。当該工法の実施料は0円、実施契約の締結についても不要となる。

25-5-4-3 作業内容

単価表の項目	作業内容
P-1	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 横変位拘束構造の製作・防錆・輸送・設置 3) 桁接着ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 4) 桁接着ブラケット取付部の樹脂注入及びシール材の施工
P-2	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 横変位拘束構造の製作・防錆・輸送・設置 3) 上部工取付プレートの製作・防錆・輸送・設置 4) 上部工取付プレートのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送 5) 上部工取付プレートのアンカー鉄筋の挿入・樹脂接着
鋼製ブラケット	1) 下部工ブラケットと既設コンクリート接触面のチッピング及び不陸調整樹脂パテ材及びシール材の施工 2) 下部工ブラケット、下部工取付プレートの製作・防錆・輸送・設置 3) 下部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送

単価表の項目	作業内容
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	1) 下部工ブラケットのアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理
コンクリートはつり工	1) 桁接着ブラケット取付部について、人力打撃工法を用いたはつり処理により除去

25-5-4-4 材料、製作及び輸送

- (1) 横変位拘束構造は、材料調達に先立ち製品の性能及び規格、検査項目等を示す技術資料を監督員に提出するものとする。
- (2) 横変位拘束構造に使用する鋼材の材料及び品質は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説（Ⅱ．鋼橋編）H29. 11」20. 6. 1、20. 7及び20. 8の関係各項の規定に従うものとする。
- (3) 桁接着ブラケット、上下部工取付プレート、下部工ブラケット、鋼製ストッパーの製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」に準拠する。
- (4) 桁接着ブラケットのプライマーは、既設コンクリートのマイクロクラック抑制対策として浸透性プライマーを使用するものとし、下記の規定を満足するものとする。

項目	仕様	試験方法
圧縮強度	50 N/mm ²	JIS K 7181
付着強度	1. 6 N/mm ²	JIS A 6909

25-5-4-5 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書25-4-3「施工」（7）（8）（9）の規定によるものとする。
- (2) コンクリートはつり工の施工は、既設コンクリートに損傷を与えないように慎重に作業を行うものとする。人力打撃工法を用いたはつり処理面には浸透性プライマーの塗布を行うものとする。

25-5-4-6 数量の検測

横変位拘束構造の数量の検測は、設計数量（基、t、本、m²）で行うものとする。

25-5-4-7 支払

横変位拘束構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基、1t、1本、1m²当たりの契約単価で行うものとする。

P-○の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、横変位拘束構造の製作・防錆・輸送・設置、桁接着ブラケットの製作・防錆・輸送・設置、樹脂注入及びシール材の施工、上部工取付プレートの製作・防錆・輸送・設置、上部工取付プレートのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送、上部工取付プレートのアンカー鉄筋の挿入・樹脂接着等P-○の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼製ブラケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリート接触面のチッピング、不陸調整樹脂パテ材及びシール材の施工、下部工ブラケット・下部工取付プレー

トの製作・防錆・輸送・設置、下部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送等下部工ブラケットの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

コンクリートはつり工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う桁接着ブラケット取付部のはつり等コンクリートはつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

17- (13) 横変位拘束構造M

P-○

基

鋼製ブラケット

t

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)

本

コンクリートはつり工

m²

(注) ○は、単価表の項目による。

25-6 耐震補強工

25-6-1 耐震補強用コンクリート表面処理工

25-6-1-1 種別

共通仕様書 17-8-2 「耐震補強用コンクリート表面処理工」 (1) に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
A	鉄筋コンクリート巻立て工法の既設コンクリートと巻立てコンクリートとの付着を良くするために、ウォータージェットにて既設コンクリート打設面の粗面化及び清掃を行うもの

25-6-1-2 支払

共通仕様書 17-8-2 「耐震補強用コンクリート表面処理工」 (4) に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

17- (18) 耐震補強用コンクリート表面処理工

A

m²

25-6-2 炭素繊維巻立て工

25-6-2-1 種別

共通仕様書 17-8-10 「炭素繊維巻立て工」 (1) に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	対象箇所
A	炭素繊維シート (目付量: 200 g/m ² 、水平1層、目付量: 400 g/m ² 、鉛直1層) を既設橋脚コンクリート面に巻き立てるもの	磯山高架橋 (上り線) P107

単価表の項目	区分内容	対象箇所
B	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² 、水平1層、目付量：200g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てるもの	磯山高架橋（上り線） P 107 臼作高架橋（上り線） P 3
C	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² 、水平1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てるもの	磯山高架橋（上り線） P 107 臼作高架橋（上り線） P 6 多田高架橋（上り線） P 1、P 4
D	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² 、水平1層、目付量：600g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てるもの	臼作高架橋（上り線） P 2
E	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² 、水平1層、目付量：300g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てるもの	下小野第二高架橋（上り線） P 2
F	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立て、定着鋼板で固定するもの	園生高架橋（上り線） P 3、P 7
G	炭素繊維シート（目付量：400g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立て、定着鋼板で固定するもの	園生高架橋（上り線） P 3
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	定着鋼板を固定するためのアンカー鉄筋に必要な既設コンクリート構造物を削孔、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うもの（アンカー鉄筋の材料は含まない） ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、L：設計削孔長（mm）、b：削孔向き	園生高架橋（上り線） P 3、P 7

25-6-2-2 数量の検測

炭素繊維巻立て工の数量の検測は、設計数量（m²、本）で行うものとする。

25-6-2-3 支払

炭素繊維巻立て工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m²、1本当たりの契約単価で行うものとする。

○の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う墨だし、含浸・接着樹脂の練混ぜ塗付、炭素繊維の貼付け、定着鋼板、アンカーボルトの製作・防錆・輸送・設置等○の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-26)	炭素繊維巻立て工	
	○	m ²
	アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	本
	(注) ○は、単価表の項目による。	

25-7 構造物補修工

共通仕様書17-9「構造物補修工」に下記を追加する。

25-7-1 事前調査

受注者は、施工に先立ち各施工箇所におけるコンクリート構造物の劣化損傷状況について、近接目視及び打音による調査を行い、補修範囲の特定、施工条件、施工方法、設計図と現地の相違点等、それらの結果を監督員に報告し、その指示を受けるものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

25-7-2 断面修復工

25-7-2-1 種別

共通仕様書17-9-3(2)「種別」の単価表の項目に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
A2	鉄筋ケレン・防錆処理が必要

25-7-2-2 材料及び施工

共通仕様書17-9-3(3)「材料」、(4)「施工」によらず下記のとおりとする。

(3) 材料

- ①断面修復工に使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。
- ②鉄筋の塗布による防錆処理は亜硝酸塩系の防錆剤を標準とする。
- ③プライマーは、使用する断面修復材に定める施工要領書によるものとする。
- ④構造物の部位ごとに使用する断面修復材は、下表の基準を満足するものとする。

構造物名	部位	材齢28日における 圧縮強度 (N/mm ²)	摘 要
花見川橋	下部工	24	

(4) 施工

断面修復工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-6～9の規定に従い行うものとする。

25-7-2-3 支払

共通仕様書17-9-3(6)「支払」によらず下記のとおりとする。

断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1L当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断面欠損面の清掃・整形、鉄筋のケレン・防錆剤の塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-29)	断面修復工	
	A2	L

2 5 - 8 表面保護工

共通仕様書 1 7 - 1 1 「表面保護工」に下記を追加する。

2 5 - 8 - 1 種別

表面保護工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
コンクリート表面被覆工	断面修復箇所の表面の素地調整をした後に塗装により被覆することをいう。	

2 5 - 8 - 2 支払

共通仕様書 1 7 - 1 1 - 5 「支払」によらず下記のとおりとする。

表面保護工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。

コンクリート表面被覆工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート表面の素地調整（ケレン、清掃、泥・ほこり、油脂等の除去）、プライマー塗布、パテ材塗布、主材塗布、仕上げ材塗布等コンクリート表面被覆工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 7 - (3 2)	表面保護工 コンクリート表面被覆工	m ²

2 5 - 9 交通規制工

2 5 - 9 - 1 種別

共通仕様書 1 9 - 3 - 2 「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間
車線規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの	8：00～18：30 (9：00～17：00)

①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。

②上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。

④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 5 - 9 - 2 施工

(1) 本特記仕様書 7 - 4 及び道路交通法第 8 0 条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。

(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

25-9-3 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工 車線規制 A	回

25-10 交通保安要員

25-10-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における交替 要員の計上(※1)	備考
交通誘導警備員A2	9:00～17:00 (8:30～17:30)	無	
交通誘導警備員A1(夜)	22:00～翌5:00 (21:30～翌5:30)	有	
交通誘導警備員B1	9:00～17:00 (8:30～17:30)	有	
交通誘導警備員B2		無	
交通誘導警備員B1(夜)	22:00～翌5:00 (21:30～翌5:30)	有	
交通誘導警備員B2(夜)		無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所		交通保安要員の種別	配置 人数	休憩時間における交替要員	摘要
国道357号 ・車線規制	・規制箇所	交通誘導警備員A1(夜)	1人	1人	※1
		交通誘導警備員B2(夜)	1人	—	
国道357号 ・路肩規制	・規制箇所	交通誘導警備員A1(夜)	1人	1人	
国道357号の右折レーン ・通行止め規制	・規制箇所	交通誘導警備員A1(夜)	1人	1人	
国道357号の歩道橋 ・通行止め規制	・規制箇所	交通誘導警備員B2(夜)	2人	—	
国道357号 ・コンクリート打設時	・工事車両 出入口	交通誘導警備員A2	1人	—	
市道16-026号線 ・車線規制	・規制箇所	交通誘導警備員B1	1人	1人	※1
		交通誘導警備員B2	3人	—	
市道打瀬若葉線 ・車線規制、歩道規制	・規制箇所	交通誘導警備員B1	1人	1人	※1
		交通誘導警備員B2	1人	—	
花見川サイクリングコース ・サイクリングコース規制	・規制箇所	交通誘導警備員B2	1人	—	

配置場所		交通保安要員の種別	配置 人数	休憩時 間にお ける交 替要員	摘要
市道宮野木町 6 8 号線 ・ 一時通行止め規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 2	2 人	—	
市道伊能 7 号線 認定外道路（上谷津・下小野 第一・多田） 市道 2 5 7 0 号線 市道 2 0 7 1 号線 ・ 路肩規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	
認定外道路（臼作） ～市道伊能毛地線 ・ 通行止め規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人	※ 1 ※ 2
		交通誘導警備員 B 2	1 人	—	
市道 2 5 8 8 号線 ・ 通行止め規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人	※ 1 ※ 2
		交通誘導警備員 B 2	1 人	—	
認定外道路（上谷津・下小野 第一） ・ 路肩規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人	
認定外道路（上谷津） ・ 一時通行止め規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	
市道Ⅱ－7 号線 ・ 一時通行止め規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	
市道Ⅱ－5 号線 ・ 路肩規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人	※ 1
		交通誘導警備員 B 2	1 人	—	
県道銚子小見川佐原自転車 道線 ・ 資機材搬入時	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	
認定外道路（香北・磯山） 市道Ⅰ－2 4 号線 市道Ⅱ－1 9 号線 市道（潮）2－3 0 号線 ・ 路肩規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	
市道 3 6 0 4 号線 市道Ⅰ－2 4 号線 市道Ⅱ－1 9 号線 ・ 路肩規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人	
市道 0 0－1 6 3 号線 ・ 車線規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 1（夜）	1 人	1 人	※ 1
		交通誘導警備員 B 2（夜）	2 人	—	
市道幕張本郷 6 2 号線 ・ 車両通行止め規制	・ 規制箇所	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人	※ 1
		交通誘導警備員 B 2	3 人	—	

配置場所		交通保安要員の種別	配置 人数	休憩時 間にお ける交 替要員	摘要
市道幕張本郷139号線 ・路肩規制	・規制箇所	交通誘導警備員B2	2人	—	
市道園生町37号線 市道園生町38号線 認定外道路（園生） ・路肩規制	・規制箇所	交通誘導警備員B2	1人	—	
認定外道路（園生） ・路肩規制	・規制箇所	交通誘導警備員B1	1人	1人	

（※1）交通誘導警備員A1・B1に含まれる交替要員が、交通誘導警備員B2の交替要員も兼ねるものとする。

交通誘導警備員A1の交替要員は、交通誘導警備員Aとする。

（※2）通行止め規制の交通保安要員は、通行止め開始から5日間（平日）の配置とする。
交替要員の配置を行わない規制は、休憩時間に規制を撤去するものとする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

25-10-2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

25-10-3 支払

共通仕様書19-4-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-（2）	交通保安要員	
	交通誘導警備員A1	人・日
	交通誘導警備員A2	人・日
	交通誘導警備員B1	人・日
	交通誘導警備員B2	人・日

25-11 水平力分担構造

25-11-1 定義

水平力分担構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、地震時に支承部の水平力を分担し、移動を拘束する水平力分担構造の製作、運搬、設置を行うことをいう。

25-11-2 種別

水平力分担構造の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	対象箇所
P-1	緩衝ピンを主材料とするもの（500 k N・移動量 98mm） 鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む）	栄町高架橋（上り線） P 4 1、P 4 4
P-2	緩衝ピンを主材料とするもの（600 k N・移動量 86mm） 鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む）	栄町高架橋（上り線） P 6 3、P 6 6
P-3	緩衝ピンを主材料とするもの（1, 200 k N・移動量 49mm） 鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む）	若松高架橋（上り線） P 9 5、P 9 8
P-4	緩衝ピンを主材料とするもの（1, 400 k N・移動量 98mm） 鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む）	栄町高架橋（上り線） P 4 3
P-5	緩衝ピンを主材料とするもの（1, 400 k N・移動量 86mm） 鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む）	栄町高架橋（上り線） P 6 4
P-6	緩衝ピンを主材料とするもの（2, 000 k N・移動量 49mm） 鋼板で製作する上部工ブラケットの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む）	若松高架橋（上り線） P 9 7
P-7	鋼製ストッパーを主材料とするもの（2, 200 k N・固定） 鋼板で製作する上部工取付プレートの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む）	栄町高架橋（上り線） P 4 2、P 6 5
P-8	鋼製ストッパーを主材料とするもの（2, 800 k N・固定） 鋼板で製作する上部工取付プレートの製作、輸送及び設置を含む（アンカー鉄筋の材料を含む）	若松高架橋（上り線） P 9 6
鋼製ブラケット	鋼板で製作する下部工ブラケット、下部工取付プレートの製作及び設置（アンカー鉄筋の材料を含む）	
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	上下部工ブラケット、上下部工取付プレートを固定するためのアンカー鉄筋に必要な既設コンクリート構造物を削孔、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うもの（アンカー鉄筋の材料は含まない、アンカー箱抜き部の樹脂接着を含む） ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、 L : 設計削孔長 (mm)、 b : 削孔向き	

25-11-3 作業内容

単価表の項目	作業内容
P-1 P-2 P-3 P-4 P-5 P-6	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 水平力分担構造の製作・防錆・輸送・設置 3) 上部工ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 4) 上部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送 5) 上部工ブラケットと既設コンクリート接触面のチッピング及び無収縮モルタル及びシール材の施工
P-7 P-8	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 水平力分担構造の製作・防錆・輸送・設置

単価表の項目	作業内容
P－7 P－8	3) 上部工取付プレートの製作・防錆・輸送・設置 4) 上部工取付プレートのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送 5) 上部工取付プレートと既設コンクリート接触面のチッピング及び無収縮モルタル及びシール材の施工
鋼製ブラケット	1) 下部工ブラケットと既設コンクリート接触面のチッピング及び不陸調整樹脂パテ材及びシール材の施工 2) 下部工ブラケット、下部工取付プレートの製作・防錆・輸送・設置 3) 下部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	1) 上下部工ブラケット、上部工取付プレートのアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理

25-11-4 材料、製作及び輸送

- (1) 水平力分担構造は、材料調達に先立ち製品の性能及び規格、検査項目等を示す技術資料を監督員に提出するものとする。
- (2) 水平力分担構造に使用する鋼材の材料及び品質は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説（Ⅱ．鋼橋編）H29.11」20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。
- (3) 上下部工ブラケット、上下部工取付プレート、緩衝ピン、鋼製ストッパーの製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」に準拠する。

25-11-5 施工

アンカー工の施工は、本特記仕様書25-4-3「施工」（7）（8）（9）の規定によるものとする。

25-11-6 数量の検測

水平力分担構造の数量の検測は、設計数量（基、t、本）で行うものとする。

25-11-7 支払

水平力分担構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基、1t、1本当たりの契約単価で行うものとする。

P－〇の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、水平力分担構造の製作・防錆・輸送・設置、上部工ブラケットの製作・防錆・輸送・設置、上部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送、上部工取付プレートの製作・防錆・輸送・設置、上部工取付プレートのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送、既設コンクリート接触面のチッピング、無収縮モルタル及びシール材の施工等P－〇の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼製ブラケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリート接触面のチッピング、不陸調整樹脂パテ材及びシール材の施工、下部工ブラケット・下部工取付プレートの製作・防錆・輸送・設置、下部工ブラケットのアンカー鉄筋製作・防錆・輸送等下部工ブラケ

ットの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカー鉄筋の削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (1)	水平力分担構造	
	P-○	基
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	本
	(注) ○は、単価表の項目による。	

25-12 桁拡幅工

25-12-1 定義

桁拡幅工とは、設計図書および監督員の指示に従って、既設上部構造に場所打ち鉄筋コンクリート、無収縮モルタルを打継設置し、既設上部構造の拡幅を行うことをいう。

25-12-2 種別

(1) 桁拡幅工に使用するコンクリート、無収縮モルタル、型わく、鉄筋、アンカー工の材料、種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	種別	適用規定
コンクリート	コンクリート P3-2 a	共通仕様書 8-2
無収縮モルタル	材齢 28 日おける圧縮強度 45 N/mm ² 以上	共通仕様書 11-3-7 (2)
型わく	型わく A (水平力分担構造、横変位拘束構造のアンカー箱抜ききの円形型わくを含む)	共通仕様書 8-3
鉄筋	鉄筋 A (アンカー鉄筋の材料を含む)	共通仕様書 8-4
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	桁拡幅工のアンカー鉄筋に必要な既設コンクリート構造物を削孔、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うもの (アンカー鉄筋の材料は含まない) ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、 L : 設計削孔長 (mm)、b : 削孔向き	本特記仕様書 25-5-1

(2) 共通仕様書 8-2-3 「コンクリートの種別」 に下表を追加する。なお、P3-2 a の下記に示す以外の品質基準については、P3-2 の規定に準ずるものとする。

単価表の項目	使用区分	使用構造物	スランプ (cm)
P3-2 a	桁拡幅工に使用するもの	桁拡幅工	15 ± 2.5

2 5 - 1 2 - 3 施工

- (1) 鉄筋の加工、型わくの製作、コンクリートの運搬及び打設、無収縮モルタルの施工は、共通仕様書第8章及び第11章の関係各項の規定に従わなければならない。
- (2) アンカー工の施工は、本特記仕様書2 5 - 4 - 3「施工」(7)(8)(9)の規定によるものとする。
- (3) 上部構造と拡幅部の打継面は、本特記仕様書2 5 - 5 - 1 - 2「施工」(12)の規定によるものとする。

2 5 - 1 2 - 4 数量の検測

桁拡幅工の数量の検測は、設計数量 (m3、m2、t、本) で行うものとする。

2 5 - 1 2 - 5 支払

コンクリート、無収縮モルタル、型わく、鉄筋の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m3、1 m2、1 t当たりの契約単価で行うものとする。

コンクリート、無収縮モルタル、型わく、鉄筋の契約単価には、共通仕様書第8章及び第11章の関係各項の規定によるもののほかコンクリートには表面処理を含むものとし、それぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$ の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う削孔及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分、アンカー箱抜き部の樹脂接着等アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (2)	桁拡幅工 B	
	コンクリート	m3
	無収縮モルタル	m3
	型わく	m2
	鉄筋	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	本

2 5 - 1 3 上部工補強工

2 5 - 1 3 - 1 定義

上部工補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、上部工補強部材の製作、防錆、輸送、架設を行うことをいう。

2 5 - 1 3 - 2 種別

上部工補強工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	設計図書に示された落橋防止構造設置箇所の上部工補強を行うもので、補強部材の製作、防錆、輸送、設置を行うもの

2 5 - 1 3 - 3 作業内容

単価表の項目	作業内容
A	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等) 2) 上部工補強部材取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部現場孔明工 3) 素地調整 4) 上部工補強部材の製作・防錆・輸送・設置 5) 上部工補強部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 6) 上部工補強部材の現場塗装

2 5 - 1 3 - 4 材料、製作、防錆及び輸送

上部工補強工の材料、製作、防錆、輸送、高力ボルト本締工は、共通仕様書 1 0 - 6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 1 0 - 7 「鋼構造物の防錆」、共通仕様書 1 0 - 8 「鋼構造物の輸送」、共通仕様書 1 0 - 9 「鋼構造物の架設」に準拠するものとする。

2 5 - 1 3 - 5 素地調整

素地調整は、本特記仕様書 2 5 - 5 - 2 - 3 (1 1) 「素地調整」のとおりとする。

2 5 - 1 3 - 6 塗装

使用する塗装系及び上塗の塗色は、本特記仕様書 2 5 - 5 - 2 - 3 (1 2) 「塗装」のとおりとする。

2 5 - 1 3 - 7 数量の検測

上部工補強工の数量の検測は、設計数量 (t) で行うものとする。

なお、上部工補強部材取付部の塗膜除去については、塗膜除去工 A に含むものとする。

2 5 - 1 3 - 8 支払

上部工補強工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、高力ボルト接合部現場孔明工、素地調整、上部工補強部材の製作・防錆・輸送・設置、上部工補強部材の高力ボルト本締工、上部工補強部材の現場塗装等上部工補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (3)	上部工補強工	
	A	t

2 5 - 1 4 鋼桁補修工

2 5 - 1 4 - 1 定義

鋼桁補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、鋼桁補修部材の製作、防錆、輸送、架設を行うことをいう。

2 5 - 1 4 - 2 種別

鋼桁補修工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	設計図書に示された花見川橋（上下線）P 1 橋脚（終点側）の箱桁内面支承部補修を行うもので、補修部材の製作、防錆、輸送、設置を行うものをいう。
B	設計図書に示された利根川橋（上下線）の箱桁補修を行うもので、補修部材の製作、防錆、輸送、設置を行うものをいう。

2 5 - 1 4 - 3 作業内容

単価表の項目	作業内容
A B	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 鋼桁補修部材取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部現場孔明工 3) 素地調整 4) 鋼桁補修部材の製作・防錆・輸送・設置 5) 鋼桁補修部材の高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 6) 鋼桁補修部材の現場塗装

2 5 - 1 4 - 4 材料、製作、防錆及び輸送

鋼桁補修工の材料、製作、防錆、輸送、高力ボルト本締め工は、共通仕様書 1 0 - 6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 1 0 - 7 「鋼構造物の防錆」、共通仕様書 1 0 - 8 「鋼構造物の輸送」、共通仕様書 1 0 - 9 「鋼構造物の架設」に準拠するものとする。

2 5 - 1 4 - 5 素地調整

素地調整は、本特記仕様書 2 5 - 5 - 2 - 3 （1 1）「素地調整」のとおりとする。

2 5 - 1 4 - 6 塗装

使用する塗装系及び上塗の塗色は、本特記仕様書 2 5 - 5 - 2 - 3 （1 2）「塗装」のとおりとする。

2 5 - 1 4 - 7 数量の検測

鋼桁補修工の数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。

なお、鋼桁補修部材取付部の塗膜除去については、塗膜除去工 B に含むものとする。

2 5 - 1 4 - 8 支払

鋼桁補修工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、高力ボルト接合部現場孔明工、素地調整、鋼桁補修部材の製作・防錆・輸送・設置、鋼桁補修部材の高力ボルト本締め工、鋼桁補修部材の現場塗装等鋼桁補修工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	鋼桁補修工	
	A	t
	B	t

25-15 コンクリートはつり工

25-15-1 定義

コンクリートはつり工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、コンクリート構造物の劣化損傷部分を、W J 工法により除去することをいう。

25-15-2 種別

コンクリートはつり工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
A	既設コンクリート構造物の劣化損傷部分を、W J 工法を用いたはつり処理により除去を行うことをいう。	

25-15-3 施工

- 1) W J 工法の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-1-2「はつり処理」の規定によるものとする。
- 2) W J 工法によるはつり処理は、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。
- 3) W J 工法によるはつり処理の断面はフェザーエッジとならないよう、カッター目地処理を行うものとする。
- 4) W J 工法によるはつり処理は、清水（水道水）を使用すること。
- 5) W J 工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。
- 6) 回収（汚濁）水から分離した汚泥及びコンクリートはつり工により生ずるコンクリート塊の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥、コンクリート塊の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 7) 施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- 8) はつり処理により構造に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

25-15-4 数量の小数位

コンクリートはつり工の検測及び数量の小数位は、共通仕様書1-31-4「数量の小数位」によらず、下表のとおりとする。

区分	コンクリートはつり工
検測数量	小数3位
支払数量	小数2位

25-15-5 数量の検測

コンクリートはつり工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

25-15-6 支払

コンクリートはつり工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うW J工法によるはつり除去、清水の調達、濁水処理等コンクリートはつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (5)	コンクリートはつり工 A	m ³

25-16 試料採取

25-16-1 定義

試料採取とは、設計図書及び監督員の指示に従って、耐震補強工および断面修復工の施工に先立ち既設コンクリート構造物から試料を採取することをいう。

25-16-2 種別

試料採取の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	1箇所当たり深さ10cmとし、2cm毎の深さで5試料を採取するもの。

採取した試料については、監督員へ引き渡すものとする。なお、監督員は採取した試料について塩分量調査を行い、塩分量調査結果により補修方法の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

25-16-3 施工

- (1) 試料採取の施工箇所は設計図書に示すとおりとし、その詳細な位置については監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 試料採取にあたっては、鉄筋探査を実施し既設鉄筋を切断しない位置を設置するとともに、配筋状況及びかぶり厚さを確認し、記録するものとする。
- (3) 試料の採取方法は、調査要領 第2編橋梁 第3章コンクリート「1-3-2 (1) 塩害対策」のドリル法によるものとし、採取した試料を試料収集用袋に回収し、計量器で採取量を計測する。
- (4) 試料採取量は1試料当たり50g以上とする。採取量が足りない場合は、対象の層を追加・削孔し、再度計量を行うものとする。
- (5) 試料採取に合わせて、削孔箇所での中性化深さ測定（フェノールフタレイン1%溶液の噴霧）を行い、結果を監督員に報告するものとする。
- (6) 試料採取後は、ブラシを用いて孔内に残った粉を清掃し、断面修復材にて修復するものとし、使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-4「断面修復の要求性能」及びⅢ-3-3-5「断面修復の性能照査」の規定に適合するものでなければならない。

2 5 - 1 6 - 4 数量の検測

試料採取の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 5 - 1 6 - 5 支払

試料採取の支払は、前項の規定に従って検測された試料採取の数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋探査による配筋状況及びかぶり厚さの確認、試料採取に必要な削孔、調査孔の埋め戻し、削孔箇所での中性化深さ測定等、材料・労力・機械器具等本作業を行うために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（6）	試料採取	
	A	箇所

2 5 - 1 7 塗膜除去工

2 5 - 1 7 - 1 定義

塗膜除去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、落橋防止構造の上部工ブラケット取付部及び上部工補強工の既存塗膜の除去を行うことをいう。

2 5 - 1 7 - 2 種別

塗膜除去工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	落橋防止構造の上部工ブラケット取付部、上部工補強部材設置箇所の鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業、集積を行うもの
B	鋼桁補修の補修部材設置箇所の鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業、集積を行うもの

2 5 - 1 7 - 3 塗膜除去に関する事項

（1）塗膜の除去

受注者は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月30日付け 厚生労働省労働基準局通達）及び「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）（令和4年5月18日付け 厚生労働省労働基準局通達）」（以下「厚労省通達」という。）」に基づき、鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業を行うものとする。

（2）施工計画書

受注者は、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」によるほか、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ-2-1に基づくとともに土木研究所資料「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第2版、平成29年3月（以下「ガイドライン（案）」という。）」に準拠し、工事着手前に次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督署への確認を行い、塗膜除去工の作業を実施しなければならない。

なお、監督員は提出された施工計画書に不備もしくは明らかなし等がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

1) 計画工程表

2) 安全管理体制

- ・喫煙場所及び足場内への火気持込禁止措置
- ・外部からの点火源の侵入防止対策
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を使用する場合、作業箇所における明示方法及び作業員以外の立ち入り禁止措置の方法
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業における作業員の常時状況把握の体制構築
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去作業の近接作業禁止措置
- ・作業中止の措置

3) 塗装の除去方法及び主要材料

- ・使用する塗膜剥離剤の製品名
- ・塗膜剥離剤の使用量及び塗布回数（計画）
- ・塗膜剥離剤による塗膜除去困難箇所の範囲と残存する塗膜厚の目標値（平均）
- ・塗膜除去完了後の確認方法（乾式ブラスト施工前）
- ・養生シート等全てのシートの難燃性能又は防炎性能
- ・塗膜くずの搬出及びその頻度
- ・安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書の安全上の留意事項の厳守

4) 使用する剥離剤の危険物に該当の有無

- ・ガイドライン（案）の品質基準との適合
- ・安全データシート（SDS）などによる消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類

5) 安全設備・装備

- ・換気設備の配置計画（作業箇所の全体換気と低位置換気）と作業中常時換気
- ・警報装置等（火災感知器・煙感知器・ガス検知器）の配置計画（同報機能を有すること）
- ・保護具の使用（防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴）及び適正使用（使用方法、使用時間・回数等）
- ・帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等）の使用
- ・防爆性能を有する電気機器等（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）の使用と点検及び整備

6) 危険物の管理（保管数量の管理及び保管方法）

- ・危険物等チェックシート（別添－３－１、別添－３－２）の作成及び管理

7) 火災発生時等の脱出・避難

- ・二方向以上を確保した避難路や昇降口以外の非常時の脱出口設置の計画
- ・誘導灯の配置計画

8) 作業従事者への教育・訓練

9) 塗膜除去工に関する施工計画書チェックリストの確認、現場チェックリストの確認（別添－４）

(3) 作業主任者の配置

関係法令に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。

作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。

(4) 材料

共通仕様書 17-4-2 材料に下記を追加する。

塗膜除去に使用する塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）付属資料 1「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格（暫定案）」によるものとする。ただし、剥離性については、1 回の塗布で除去できる塗膜厚の基準値、塗膜除去後の塗替塗膜の耐久性・防食性は除くものとする。

(5) 施工

共通仕様書 17-4-3 施工に下記を追加する。

① 塗装されている塗料

旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は、本特記仕様書 25-5-2-3「施工」（10）の表のとおりとする。

塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は 2 回を想定しており、塗膜剥離剤の標準使用量は 1 回目 1 kg/m²、2 回目 0.5 kg/m² を想定している。なお、実施にあたっては、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者として協議するものとする。

なお、施工に先立ち当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。

② 安全対策

施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ-2-1-3 の規定に従わなければならない。

また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮し、次の対策を実施する。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の安全対策に要する費用のうち剥離剤用環境対策資機材及び剥離剤用安全衛生保護具については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

③ 塗膜剥離剤による塗膜除去作業

塗膜剥離剤による塗膜除去作業にあたっては、下記の対策を実施する。

【共通事項】

- 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じる。
- 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。
- 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること。
- 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも 1 日 1 回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れる又は、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱いに上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従うこと。
- 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去工の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留し

やすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。

- 6) 塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）の品質基準に適合するものとし、安全データシート（SDS）などのより消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類を確認して、適切な方法で保管すること。また、塗膜剥離剤の品質基準以外の基準についてもガイドライン（案）に準拠すること。
- 7) 避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路の確保や、昇降口以外に非常時の脱出口を設置し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置すること。
- 8) すべての作業員に対して、安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこと。
- 9) 施工計画書を遵守するとともに、現地条件等の変更が生じた場合は、施工計画を変更すること。また、施工計画書チェックリスト及び現場チェックリスト（別添－４）を作成すること。施工計画書チェックリストをもとに、施工計画書を確認し、現場チェックリストを用いて、現地を確認すること。監督員から要請があった場合、チェックリストで確認した結果を提出するものとする。

【火災対策】

- 1 0) 塗膜除去工の作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止すること。また、電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを定められた使用方法で適切に使用するものとし、点検、整備を十分に行うこと。
- 1 1) 危険物を足場内に持ち込まないこと。また、危険物等チェックシート（別添－３－１、別添－３－２）を作成し、危険物の管理を実施すること。監督員から要請のあった場合、チェックシートで確認した結果を提出するものとする。
- 1 2) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施すること。
- 1 3) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防災性能を有するものを使用すること。
- 1 4) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴等）を使用する。
- 1 5) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。

【中毒対策】

- 1 6) 作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 1 7) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用すること。
- 1 8) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マス

ク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。

19) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用すること。

20) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業員以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。

21) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。

22) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒マスクの使用時間・回数等を遵守する。

(6) 塗膜剥離剤及び廃塗膜の処理

塗膜剥離剤及び廃塗膜の処理は、本特記仕様書 25-5-2-3 (13)「研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理」のとおりとする。

25-17-4 数量の検測

塗膜除去工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

25-17-5 支払

塗膜除去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う湿潤化による塗膜の除去、廃塗膜の集積等塗膜除去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	塗膜除去工	
	A	m ²
	B	m ²

25-18 橋座補強工

25-18-1 定義

橋座補強工とは、設計図書および監督員の指示に従って、既設下部構造の橋座部にアンカー鉄筋を設置し、既設下部構造の橋座補強を行うことをいう。

25-18-2 種別

橋座補強工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	対象箇所
橋座補強工 B	あと施工アンカー鉄筋によりせん断補強対策を行うもの	下小野第二高架橋 （上り線） A 1 花見川橋（上り線） A 2

25-18-3 材料及び施工

(1) 橋座補強工の材料は、構造物施工管理要領 II-3-2「鋼材」の規定によるものとする。

(2) アンカー鉄筋の施工は、本特記仕様書 2 5 - 4 - 3 「施工」 (7) (8) (9) の規定によるものとする。

2 5 - 1 8 - 4 数量の検測

橋座補強工の数量の検測は、設計数量 (本) で行うものとする。

2 5 - 1 8 - 5 支払

橋座補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアンカー鉄筋の材料、削孔及び挿入・樹脂接着、コンクリート塊の運搬・廃材処理等橋座補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (8)	橋座補強工 B	本

2 5 - 1 9 中間貫通鋼材工

2 5 - 1 9 - 1 定義

中間貫通鋼材工とは、設計図書および監督員の指示に従って、P C 鋼材を既設橋脚躯体に定着を行い、じん性及び拘束効果を向上させるための P C 鋼材の削孔、挿入、定着を行うことをいう。

2 5 - 1 9 - 2 種別

中間貫通鋼材工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
$\phi a \cdot L$	P C 鋼材の配置に必要な既設コンクリート構造物を削孔、挿入、P C グラウト定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うもの (P C 鋼材の材料を含む) ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm)

2 5 - 1 9 - 3 材料及び施工

- (1) 既設コンクリートの削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいは P C 鋼材削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。
- (2) P C 鋼材の材料及び施工は、共通仕様書 1 1 - 9 - 3 「落橋防止構造の材料」及び構造物施工管理要領 II - 4 - 2 - 3 「P C グラウト」の規定によるものとする。
- (3) P C 鋼材で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書 1 7 「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

2 5 - 1 9 - 4 数量の検測

中間貫通鋼材工の数量の検測は、設計数量 (本) で行うものとする。

2 5 - 1 9 - 5 支払

中間貫通鋼材工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う P C 鋼材の削孔及び

挿入、P C グラウト定着、コンクリート塊の運搬・廃材処理、P C 鋼材等中間貫通鋼材工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（９）	中間貫通鋼材工 $\phi a \cdot L$	本

2 5 - 2 0 橋座嵩上工

2 5 - 2 0 - 1 定義

橋座嵩上工とは、設計図書および監督員の指示に従って、既設下部構造の橋座を無収縮モルタルで嵩上げを行うことをいう。

2 5 - 2 0 - 2 作業内容

単価表の項目	作業内容	対象箇所
橋座嵩上工	1) 近接調査計測工 （既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 既設コンクリートの表面処理 3) 型わくの設置 4) 無収縮モルタルの打設、養生 5) 型わくの撤去、仕上げ	幕張高架橋（上下線） P 7

2 5 - 2 0 - 3 材料

橋座嵩上工に使用する材料、種別は下記のとおりとする。

材料	種別	適用規定
無収縮モルタル	材令 2 8 日おける圧縮強度 4 5 N/mm ² 以上	共通仕様書 1 1 - 3 - 7 (2)
型わく	型わく A	共通仕様書 8 - 3

2 5 - 2 0 - 4 施工

- (1) 型わくの製作、無収縮モルタルの施工は、共通仕様書第 8 章及び第 1 1 章の関係各項の規定に従わなければならない。
- (2) 下部構造と嵩上部の打継面は、W J 工法による表面処理を行うものとし、共通仕様書 1 7 - 9 - 4 「コンクリート表面処理工」の規定に従って行うものとする。

2 5 - 2 0 - 5 数量の検測

橋座嵩上工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

2 5 - 2 0 - 6 支払

橋座嵩上工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、共通仕様書第 8 章及び第 1 1 章の関係各項の規定によるもののほか表面処理を含むものとし、それぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一（１０） 橋座嵩上工

m³

２５－２１ 率計上工事に関する事項

２５－２１－１ 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書 ２５－２１－４「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。

２５－２１－２ 用語の定義

共通仕様書 １－２「用語の定義」に下記を追加する。

（３０）「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図書として取扱うものとする。

２５－２１－３ 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号（１～１５５）のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に １２％を乗じた金額相当の率計上工事をいう

２５－２１－４ 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書 ２５－２１－３「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字 ５桁とし、有効数字 ６桁目を切り捨てとする。また、１０百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合は、単価協議により単価表を修正するものとする。

２５－２１－５ 契約変更について

契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第 １９条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせず契約変更を行うものとする。

２５－２１－６ 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

２５－２１－７ 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１１）	率計上工事に関する事項	式

２６．割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第１章総則「表１－３ 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、下記のとおりとする。なお、これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
アンカー工の確認試験費	土留めアンカーの設計確認試験、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験に要する費用をいう。	
剥離剤用環境対策資機材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要な、簡易セキユリテールーム、エアシャワー・負圧集塵機・真空掃除機（フィルター交換に要する費用を含む）、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。	
剥離剤用安全衛生保護具費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要な、呼吸用保護具（送気装置、フィルター交換に要する費用を含む）、使い捨て防護服（タイプ４）、防護手袋及びシューズカバーに要する費用をいう。なお、呼吸用保護具本体はエアラインマスクとする。	

【準備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
作業ヤード整備費Ａ	部材仮置・ヤードの整備のために要する費用をいう。	下記下部工以外
作業ヤード整備費Ｂ	部材仮置・ヤードの整備のために要する費用をいう。	谷津南高架橋 （上り線） P 1 1 7

【仮設備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
足場工費Ａ	橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	下記下部工以外
足場工費Ｂ	橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	磯山高架橋 （上り線） P 1 2 1、 谷津南高架橋 （上り線） P 1 2 0、 宮野木第二高架橋 （上り線） A 1、P 1 起点側

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
張出支保工費	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	
吊足場工費 (防護型側面) A	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(側面足場に防護がある構造)の吊足場工に要する費用をいう。	下記下部工以外
吊足場工費 (防護型側面) B	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(側面足場に防護がある構造)の吊足場工に要する費用をいう。	栄町高架橋 (上り線) P 4 1～P 4 4、 P 6 3～P 6 6、 若松高架橋 (上り線) P 9 5～P 9 8
昇降足場費 A	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	下記下部工以外
昇降足場費 B	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	栄町高架橋 (上り線) P 4 1～P 4 4、 P 6 3～P 6 6、 若松高架橋 (上り線) P 9 5～P 9 8
剥離剤用養生設備工費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、足場、吊り足場の床面及び側面に、シート張防護を設置する作業に要する費用をいう。	

【雑工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
鉄筋位置調査工	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。	

2 7. 補足事項

2 7 - 1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 関係機関協議により掘削方法を変更する場合がある。
- (2) 既設上下部工構造物及び付属物等の補修を追加する場合がある。
- (3) 塩分量調査の試料採取を追加する場合がある。
- (4) 列車見張員を追加する場合がある。
- (5) 支障移転工を追加する場合がある。
- (6) 残存物件の処分を追加する場合がある。

27-2 工事記録の作成及び提出について

(1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、別添様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

27-3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-62「交通安全管理」(5)における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

27-4 緊急時の協力業務

本工事期間中に千葉管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、監督員と受注者で協議するものとする。

27-5 間接工事費の変更

27-5-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

- ・なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

27-5-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時(単価協議時)に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

27-5-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書(様式-8)を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書(様式-8)の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

27-5-4 間接工事費の増加費用の協議

(1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請

求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式－９）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。

（２）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

（３）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式－１０）を監督員に提出し協議するものとする。

（４）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式－１１）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

２７－５－５ 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

２７－５－６ 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－８）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－８）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

２７－６ 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添－５）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や協力会社に聞き取り調査を行うものとする。

２７－７ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

２７－８ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

27-9 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

27-10 快適トイレ

27-10-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

27-10-2 仕様

快適トイレは下表の（1）～（11）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（12）～（17）については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（1）洋式便器
	（2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（3）臭い逆流防止機能
	（4）容易に開かない施錠機能
	（5）照明設備
	（6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）
付属品として備えるもの	（7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（8）入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	（9）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（10）鏡と手洗器
	（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（12）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	（13）擬音装置（機能を含む）
	（14）着替え台
	（15）臭気対策機能の多重化
	（16）室内温度の調整が可能な設備
	（17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

27-10-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

27-10-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで51,000円／基・月を上限とする。また、

対象数量の上限は男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

2 7 - 1 1 熱中症予防に係る対策費用

2 7 - 1 1 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 7 - 1 1 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 7 - 1 1 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年 5 月 1 日～9 月 3 0 日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後 1 ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2 7 - 1 1 - 4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

以 上

工 程 表

(工事名) ○○道路 ○○工事

住所

工事区間

工 期

会社名

自) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

自) 令和 年 月 日

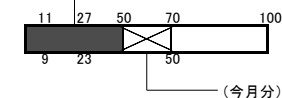
至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

令和 年 月 日

関東支社 ○○工事（管理）事務所

(前月まで) 線上に計画出来高 (%)



(線下に実施出来高 %)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

(工事名)

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生（受領）年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
- 2．原因別に一葉ずつ作成する。
- 3．写真を添付する。
- 4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
- 5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名			
工 事 件 名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する
(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積みいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－１２)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－１に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5) * (6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項 目	内 容	週 数	備 考
対象期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 工事完成日		
	対象期間のうち、1 週間として 7 日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を 2 日／7 日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が 2 日／7 日以上 確保できているか？	達成・ 未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

※1 週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。

※工期のうち、1 週間が 7 日間に満たない場合は除くものとする。

危険物等チェックシート②

※チェックした年月日を箱内に記入

●事前確認

- ・共通仕様書1-25-5 危険物の取り扱いについて、その内容を確認している。
- ・危険物等の取り扱い等について、労働安全衛生規則 第256条から267条に記載があるが、その内容を確認している。
- ・工事現場内に搬入する材料及び資機材等が危険物に該当するか確認している。
- ・危険物指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの基準は、市町村条例で定めているため、その条例を確認し、記入している。

実施者氏名：	

●施工計画書

- ・危険物を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、加えて、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守している。

--

●管理・貯蔵

- ・危険物等チェックシートを作成して、危険物等管理責任者が管理している。

--

危険物等管理責任者の職務内容

- 1) 工事現場における1日あたりの危険物の取扱量と保管量の確認
- 2) 作業場所における危険物の取扱い、保管場所・方法の点検及び是正
- 3) 作業終了時に、足場内等の作業場に危険物が残置されていないかの確認。
- 4) 危険物に関する許可・届出との現場の整合についての点検及び是正

- ・各工事の危険物等の保管場所毎のチェックシートを入荷毎に作成(数値はその時点での総量とする。)している。

- ・チェックシートは、ファイリングのうえ、保管場所に保存し、材料の入荷毎に更新する。

- ・消防法第10条第2項で定める同一の場合は、原則として工区全体を一つの同一場所として、管理している。

ただし、防火上有効に隔てられていると認められる場合には、所轄消防署に協議のうえ、同一の場所として運用することも可能である。

●許可・届出

- ・指定数量以上の場合、市町村長の許可により危険物貯蔵所・取扱所等を設置している。
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の場合、消防長又は消防署長へ少量危険物貯蔵・取扱の届出を行っている。
- ・指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵又は取扱いは市町村の条例に従っている。

1) 計画工程表

- ## 2) 安全管理制度

- ### 3) 塗膜剥離剤

- #### 4)塗膜剝離作業

- 年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

施工計画書

実施者氏名:

現場確認

実施者氏名:

NAME

[illegible]

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(2／2)

5)危険物の管理(保管数量の管理及び保管方法)

- ・危険物の取扱い(数量、保管方法、管理方法等)について、「危険物等チェックシート」に記載している。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・足場内に危険物や有機溶剤を持ち込まないこととなっている。

施工計画書

現場確認

6)現場における喫煙等

- ・喫煙場所を作業場所と独立した場所に定めている。
- ・足場内への火気(たばこ・ライターなど)の持ち込みを禁止し、確認方法について記載がある。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・喫煙場所を示す表示、注意事項(火気厳禁など)などを現地に掲示することとなっている。
- ・外部からの投げタバコが、作業内に入らない措置をすることとなっている。

7)最悪事態の回避

- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器を配置することとなっている。
- ・火災を感知する方法として効果的な感知方法(例えば煙感知式)などが採用されている。
- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置することとなっている。
- ・警報機器は、それぞれ有効に感知できる機種を選定している。
- ・警報機器は、適切な位置に配置することとなっている。
- ・避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保し、煙充滿時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置することとなっている。
- ・避難距離が長く、安全に避難できないことが懸念される場合は、昇降口以外に非常時の脱出口の設置が計画されている。(避難梯子など)
- ・消火器が、通行時・避難時の支障にならない位置に20m以内の適切な間隔で配置する計画となっている。

8)作業従事者への教育・訓練

- ・塗膜除去工の作業開始前にすべての作業員に火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・新規入場者への教育についても火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・毎日、朝礼時に、作業員全員で、避難ルートを確認することとなっている。
- ・火災時の状況によっては、避難を優先することを安全教育となっている。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

(注) Kcube2 による提出とする。

	例) バイオ燃料対応機械の活用

に使用する〇〇（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

り削減される概算 CO2 排出量(t)

対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。（根拠はトを参照）

機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

(注) Kcube2 による提出とする。